

第 1 章 総 則

- 第 1 節 計画の目的
- 第 2 節 関係機関の処理すべき事務又は業務
- 第 3 節 計画の策定と運用
- 第 4 節 基本理念
- 第 5 節 計画の構成と内容
- 第 6 節 上位計画及び関連諸計画
- 第 7 節 御船町の概況
- 第 8 節 御船町の災害要因と被害状況
- 第 9 節 被害の想定

第 1 節 計画の目的

この計画は、町の地域並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、御船町防災会議が本町の地域にかかわる災害対策について、その予防、応急対策及び復旧に用いる事項を定め、防災活動を総合的、かつ効果的に実施することにより、防災に万全を期するとともに、社会秩序の維持及び公共の福祉の確保に資することを目的とする。

なお、この実施に当たっては、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」、そして国や地方自治体の施策としての「公助」の適切な役割分担に基づく防災協働社会の実現を目指した住民運動の展開が必要である。

計画に基づく災害対策は、災害対策基本法第 2 条の 2 における次の基本理念を基本として行うものとする。

- 1 本町の自然的特性に鑑み、人口、産業その他の社会経済情勢の変化を踏まえ、災害の発生を常に想定するとともに、災害が発生した場合における被害の最小化及びその迅速な回復を図るものとする。
- 2 国、県、地方公共団体及びその他の公共機関の適切な役割分担及び相互の連携協力を確保するとともに、これと併せて、住民一人一人が自ら行う防災活動及び自主防災組織（住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織をいう。以下同じ。）その他の地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進するものとする。
- 3 災害に備えるための措置を適切に組み合わせ一体的に講ずること並びに科学的知見及び過去の災害から得られた教訓を踏まえて絶えず改善を図るものとする。
- 4 災害の発生直後その他必要な情報を収集することが困難なときであっても、できる限りの確に災害の状況を把握し、これに基づき人材、物資その他の必要な資源を適切に配分することにより、人の生命及び身体を最も優先して保護するものとする。
- 5 被災者による主体的な取り組みを阻害することのないよう配慮しつつ、被災者の年齢、性別、障がいの有無その他の被災者の事情を踏まえ、その時期に応じて適切に被災者を援護するものとする。
- 6 災害が発生したときは、速やかに、施設の復旧及び被災者の援護を図り、災害からの復興を図るものとする。

第1章 総則

第2節 関係機関の処理すべき事務又は業務

第2節 関係機関の処理すべき事務又は業務

第1 防災関係機関の責務

1 御船町

町は、基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、他の防災関係機関及び他の地方自治体の協力を得て、防災活動を実施する責務を有する。

また、上記の責務を十分に果たすため必要があるときは、他の地方公共団体と相互に協力するよう努めるとともに、消防機関等の組織の整備並びに町の区域内の公共的団体等の防災に関する組織及び住民の隣保協同の精神に基づく自主防災組織の充実を図り、町の有するすべての機能を十分に発揮するよう努めるものとする。

2 熊本県

県は、県の地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、他の防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、広域的、総合的な防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関の防災活動の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、住民の生命、身体及び財産を各種災害から保護するため、他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を行うとともに、町及び県の防災活動が円滑に行われるよう必要な勧告、指導、助言その他適切な措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、町及び県の防災活動に協力する責務を有する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、町及び県その他防災関係機関の防災活動に協力するものとする。

第2 処理すべき事務又は業務

町、国、県及び本町の区域を管轄若しくは区域内に所在する指定地方公共機関、指定地方行政機関、公共的機関並びに公共的団体等は、概ね次の事務又は業務を処理するものとする。

機関名	事務又は業務
御船町	1 御船町防災会議に関する事務 2 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 3 災害に関する情報の収集（伝達、被害調査） 4 災害時の応急措置 5 被災者に対する救助、救護措置 6 災害時における保健衛生、文教及び交通等の対策 7 町内における公共団体及び住民防災組織の育成指導 8 その他の防災対策（防災訓練）
熊本県	1 防災に関する施設の新設、改良及び復旧対策 2 災害に関する情報の伝達、収集及び被害調査 3 災害時の応急措置 4 被災者に対する救助及び救護措置 5 災害時における保健衛生、文教、治安及び交通等の対策 6 市町村の災害事務又は業務の実施についての援助及び調整 7 その他県の所掌事務についての防災対策
上益城消防組合	1 火災の予防及び消火 2 災害時における救助及び負傷者等の救急搬送 3 情報収集及び連絡業務（無線運用）
消防団	1 情報収集 2 災害広報 3 避難者の誘導 4 被災者の救助 5 町民の生命、身体及び財産の保護（消防、水防等） 6 警戒区域の設定及び被害の拡大防衛 7 関係機関との連絡調整及び応援
警察	1 災害時の公安警備に関する事項 2 予警報の伝達、災害情報の収集に関する事項 3 交通規制、緊急輸送の確保に関する事項 4 災害時における物価等の取締りに関する事項 5 災害時における人命の救助、避難誘導及び保護に関する事項 6 その他警察の所掌事務に係る災害予防及び災害応急対策に関する事項
自衛隊	1 天災地変、その他の災害に際して航空機あるいは地上からの情報の収集伝達及び人命又は財産の保護（人員の救助、消防、水防、救援物資の輸送、通路の応急啓開、応急の医療、防疫、給水、炊飯、入浴支援等）

第1章 総則

第2節 関係機関の処理すべき事務又は業務

機関名		事務又は業務
指定地方行政機関	福岡管区気象台 (熊本地方気象台)	1 気象、地象、地動及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行うこと 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行うこと 3 気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備に努めること 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行うこと 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努めること
	九州農政局消費安全部	1 主要食糧の需給対策
	熊本森林管理署	1 国有林野等の森林治水事業及び防災管理 2 災害応急用材の需給対策
	九州地方整備局 熊本河川国道事務所 緑川上流出張所	1 直轄河川区域における水防業務 2 直轄河川の維持管理、改修及び災害復旧工事 3 その他の防災所定業務
	熊本公共職業安定所 上益城出張所	1 産業安全(鉱山保安関係を除く)に関すること 2 雇用対策に関すること
	九州電力送配電(株) 熊本支社	1 電力施設の保全、保安対策 2 災害時における電力供給の確保
指定公共機関	熊本バス(株)中央営業所	1 災害時における自動車による人員及び救助物資等の輸送確保
	御船中央土地改良区	1 溜池及び水こう門等の整備と防災管理 2 農地及び農業用施設の被害調査及び復旧
	御船郵便局	1 災害時における郵便業務運営の確保 2 災害時における為替貯金、簡易保険等の非常取扱い並びに災害のつなぎ資金の融資
	西日本高速道路(株)九州支社 熊本高速道路事務所	1 有料道路及び施設の防災対策 2 災害時における救助物資及び人員の緊急輸送路の確保
	西日本電信電話株式会社 熊本支店	1 電気通信施設の防災対策 2 災害時における非常・緊急通話の調整及び気象予警報の伝達
	御船町区長会	1 管轄地区内における被害状況調査の報告 2 災害時における地域の初期防災活動に関すること 3 避難時における地域活動に関すること
その他の公的機関	上益城農業協同組合	1 農林関係の被害調査 2 農作物、林産物等の被害応急対策についての指導 3 被災農家に対する融資、斡旋及び資料、肥料等の確保斡旋
	緑川森林組合 上益城事業所	1 復旧資材の確保についての協力斡旋
	御船町商工会	1 商工業関係の被害調査及び融資斡旋等についての協力 2 災害における物価安定についての協力、徹底 3 救助用物資、復旧資材の確保についての協力斡旋
	御船町地域婦人会	1 町が実施する応急対策についての協力に関すること

第1章 総則

第2節 関係機関の処理すべき事務又は業務

機関名		事務又は業務
御船町民生委員・児童委員協議会		1 災害時における要配慮者支援に関すること
御船町社会福祉協議会		1 災害時における住民支援、ボランティア支援
町内建設事業者		1 町が管理する公共土木施設の被害情報の収集及び報告 2 公共土木施設における簡易な応急措置 3 町が緊急に必要と認め、指示する応急措置
熊本県産業資源循環協会		1 廃棄物の情報収集及び報告 2 被害拡大防止及び二次災害防止のための速やかな応急措置 3 町が緊急に必要と認め、災害廃棄物の処理等の協力
日本下水道事業団		1 災害の状況を確認するために行う現地調査 2 公共土木施設災害復旧事業における災害報告に必要な資料の作成 3 協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置、その他の維持又は修繕に関する工事 4 災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成 対象施設：終末処理場、ポンプ場（マンホールポンプは除く。）、 滝川汚水中継ポンプ場
日本下水道管路管理業協会		1 被災した下水道管路施設の応急復旧のために必要な業務（巡視点検、調査、清掃、修繕）
御船町管工事組合		1 町営の水道施設及び下水道施設における簡易な応急措置 2 町が緊急に行う必要があると認め、要請する応急措置等
病院等経営者		1 避難施設の整備と避難訓練並びに災害時における収容者保護 2 災害時における負傷者等の医療、助産救助

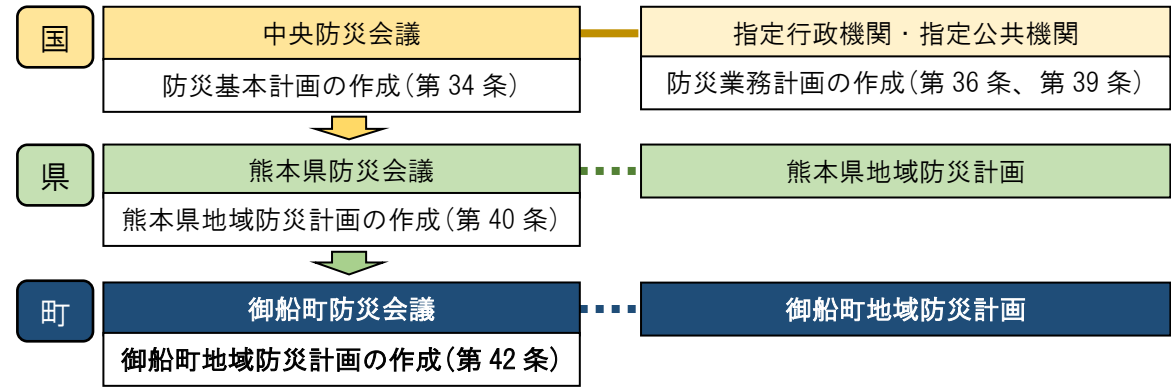
第3節 計画の策定と運用

第1 計画の策定

町は、災害対策基本法第16条の規定に基づき、御船町防災会議を設置し、御船町地域防災計画を策定するものとする。

なお、災害対策基本法に定められている国、県、御船町防災会議と地域防災計画の体系は次の通りである。

◆災害対策基本法に定められる防災計画の体系

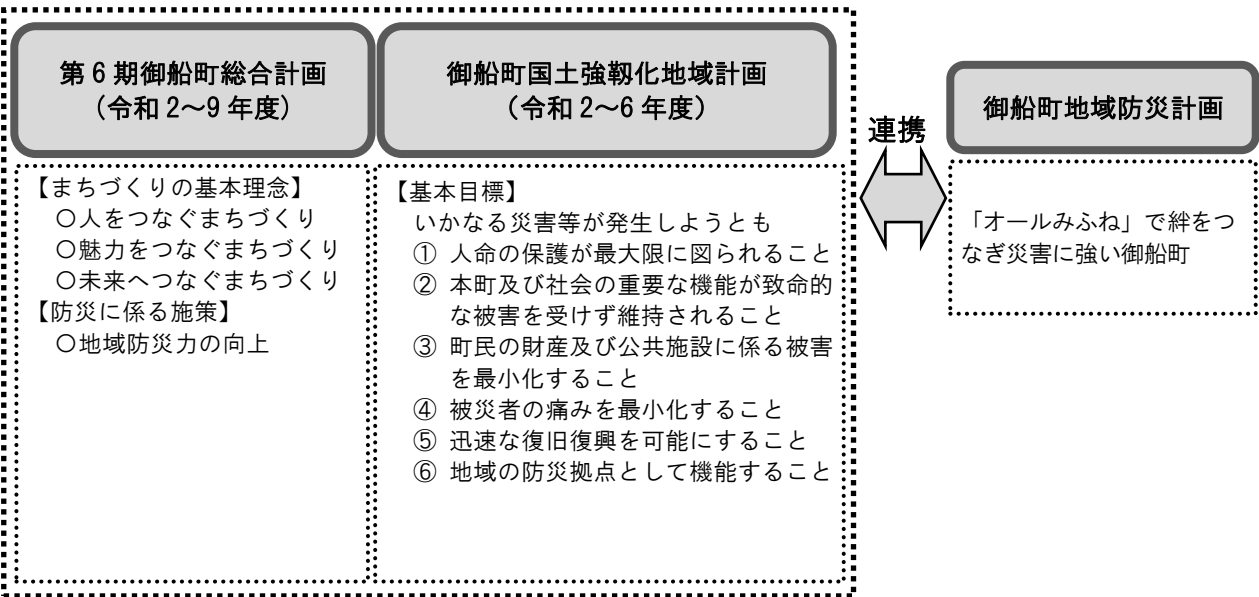


第2 「第6期御船町総合計画」や「御船町国土強靱化地域計画」との連携

「第6期御船町総合計画」は、少子高齢化の進行や地方分権の推進、地方創生など、社会情勢と地方を取り巻く環境が大きな変革時期を迎え、町民ニーズも多様化していることから、町民・企業・団体・行政の共働による魅力的で活気あふれるまちづくりの実現に向けた指針として、令和元年12月に策定した。

また、「御船町国土強靱化地域計画」は、大規模な自然災害が起こっても機能不全に陥らず、“致命的な被害を負わない強さ”と“速やかに回復するしなやかさ”を持った強靱な御船町を構築することを目的として、令和2年8月に策定した。

御船町地域防災計画は、これらの計画と連携し策定するものとする。



第3 平常時の運用

1 本計画に基づいた施策・事業の遂行

(1) 施策・事業の企画・立案段階での防災上の配慮

各課は、各種施策・事業の企画・立案段階において、施策・事業が本計画に配慮したものとなっているかを検討するものとする。

(2) 施策・事業の検証、修正

各課は、施策・事業が本計画に照らして妥当であるかを検討し、必要があれば本計画の記載内容の修正案を作成するものとする。

2 本計画の内容の熟知及びマニュアル等の整備

災害時に被害を最小限にとどめるためには、迅速かつ確実に防災活動を展開する必要があることから、本計画の内容を熟知しておくことが重要となる。

また、日頃から各課においては、防災活動に関する具体的行動指針や行動内容を示したマニュアル等を整備し、防災訓練等で運用するとともに内容の更新に努めるものとする。

3 本計画の周知

防災関係機関は、本計画を防災関係機関及び重要な施設管理者等に対し周知徹底を図るとともに、特に必要と認められる事項については、広く町民への周知徹底を図り、防災に寄与するよう努めるものとする。

第4 発災時の運用

災害時には、本計画の災害応急対策計画、災害復旧復興計画等を積極的に活用し、被害を最小限にとどめるよう努める。

第5 計画の修正

本計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、本町の都市構造の変化及び災害応急対策の効果等を考えあわせ、毎年検討を加え必要があると認めるときは、これを御船町防災会議において修正する。検討に当たっては、毎年の取り組みを評価(Check)し課題や問題点をまとめ、計画の修正(Action)を行うPDCAサイクルにより実施する。

第6 計画の効果的促進

本計画の効果的推進を図るため、防災に関する施策、方針決定の過程及び防災の現場における女性、高齢者、障がい者等の参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れた防災体制を確立するものとする。

また、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済的被害を軽減し、安全・安心を確保するためには、行政による公助はもとより、個人の自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が必要であり、個人や家庭、地域、企業、団体等社会の様々な主体が連携して日常的に減災のための行動を展開するものとする。

第4節 基本理念

第1 御船町地域防災計画の基本理念

平成28年熊本地震では、震度5強（前震）、震度6弱（本震）の強い揺れと度重なる余震の影響により、町内各地で人的被害を含む多大な被害を受けたほか、様々な面で課題が浮き彫りとなった。

本町では、今回の地域防災計画改定にあたり、熊本地震における課題と教訓、御船町震災復興計画及び御船町総合計画を踏まえ、今後目指すべき防災・減災の在り方として、『「オールみふね」で絆をつなぐ災害に強い御船町』を基本理念として継続する。

＜ 御船町地域防災計画の基本理念 ＞

「オールみふね」で絆をつなぐ災害に強い御船町

第2 基本理念の実現に向けた防災施策の体系

地域防災計画の基本理念『「オールみふね」で絆をつなぐ災害に強い御船町』を実現するために、3つの基本方針と11の防災施策を設定し、本計画に位置付けた。

＜ 御船町地域防災計画の基本理念 ＞

「オールみふね」で絆をつなぐ災害に強い御船町

＜ 基本方針 ＞

1. 災害に強いまちづくりの整備
2. 実効性のある災害応急体制の強化
3. 生活再建と復興に向けたトータルケア

＜ 防災施策 ＞

1. 災害に強いまちづくりの整備（5項目）

- ◆地域防災力の強化
- ◆施設・設備の防災対策の整備
- ◆町民に配慮した避難支援の整備
- ◆関係機関との連携体制の整備
- ◆情報集約・伝達体制の整備

2. 実効性のある災害応急体制の強化（4項目）

- ◆災害対応時の組織体制の整備
- ◆安全な避難所開設・運営の整備
- ◆迅速かつ的確な広報・広聴体制の整備
- ◆受援体制の確保

3. 生活再建と復興に向けたトータルケア（2項目）

- ◆被災者の生活再建に向けた支援
- ◆町の復興に向けた体制の整備

第3 基本方針と防災対策

3つの基本方針と11の防災施策の内容は、次に示す通りである。

1 災害に強いまちづくりの整備

災害時の被害を最小限に抑えるため、災害予防期における対策として、「オールみふね」による取り組みを促進し、災害に強い町づくりの実現に努める。

(1) 地域防災力の強化

地域に対して防災知識の向上に向けた取り組みを推進するとともに、町職員の強化に向けた組織体制の見直しに努める。

(2) 町民に配慮した避難支援の整備

迅速かつ的確な避難所開設・運営に向けた体制づくりに努めるとともに、避難行動要支援者、在宅避難者、車中泊避難者等にも配慮した計画策定に努める。

(3) 情報集約・伝達体制の整備

防災行政無線をはじめ、緊急時に適切かつ的確な対応が行えるよう、情報集約・伝達体制の整備促進に努める。

(4) 施設・設備の防災対策の整備

公共施設等の機能を災害時に維持できるよう、耐震対策・備蓄対策等の整備に努める。

(5) 関係機関との連携体制の整備

災害時における関係機関との連携体制を整備するとともに、大規模災害を想定した計画策定に努める。

2 実効性のある災害応急体制の強化

災害時の応急対策等の防災活動を円滑に行うため、実効性のある計画策定に努める。

(1) 災害対応時の組織体制の整備

行政における迅速かつ円滑な災害対応を実施するため、災害対策本部の組織構成の整備や事務分掌の見直しを整備する。

(2) 迅速かつ的確な広報・広聴体制の整備

すべての町民に対して分かりやすく正確な情報を公表・伝達するための体制を整備するとともに、被災者の多様なニーズに対応するための広聴体制を構築する。

(3) 安全な避難所開設・運営の整備

効率的で円滑に避難所開設・運営を行い、避難者及び避難所外避難者に対して手厚い支援が行き届くような体制づくりに努める。

第1章 総 則

第4節 基本理念

（4）受援体制の確保

関係機関からの応援要請やボランティアの受入要請等の受援体制を適切に行うための体制整備に努める。

3 生活再建と復興に向けたトータルケア

被災した町民及び企業等に対する支援についての的確に整備するとともに、公共施設等の復旧を関係機関と迅速に進めるための体制・制度について整備する。

（1）被災者の生活再建に向けた支援

被災した町民の生活が少しでも早く再建できるよう、被害調査の円滑化や教育施設の復旧の早期化等に努めるとともに、住宅対策の推進等の支援計画について整備する。

（2）町内の復旧・復興に向けた体制の整備

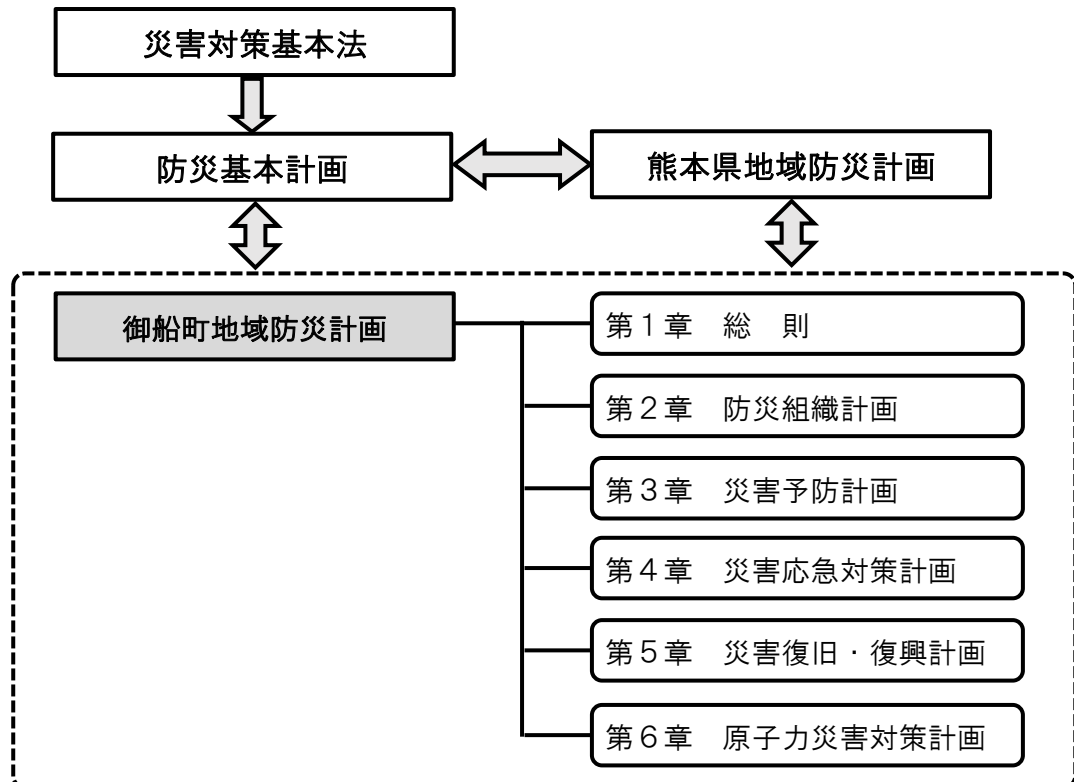
被災した公共施設等の早期復旧のための体制整備を図るとともに、適切な復興計画の整備を推進する。

第5節 計画の構成と内容

本計画の策定及び運営に当たっては、熊本県地域防災計画に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画と密接な連携を図って行くものとする。

さらに、水防法（昭和24年法律第193号）に基づく御船町水防計画とも十分な調整を図るものとする。

また、本計画は、各種災害に関して、防災関係機関相互の密接な連絡調整を図るうえで基本的な大綱を示すもので、その実施細則については、別途マニュアルを作成する等具体的に定めるものとする。



第1 総 則

本計画の目的や町の概況、災害の想定、基本理念、基本理念に基づく基本方針と防災対策等について定めるものとする。

第2 防災組織計画

御船町防災会議の組織、防災に関する組織について定めるものとする。防災に関する組織では、災害が発生、又は発生する恐れがある場合の町の組織体制、初動体制、配置計画についてとりまとめている。

第3 災害予防計画

災害の発生をできるだけ未然に防止し、また、災害が発生した場合でも、その被害を可能な限り軽減するための予防計画を定めるものとする。

第1章 総 則

第5節 計画の構成と内容

第4 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生する恐れがある場合に、災害の発生を未然に防止し、又は応急対策を行うなど、災害の拡大を防止するため応急的に実施する対策の基本的な計画を定めるものとする。

第5 災害復旧・復興計画

災害復旧・復興の実施に当たっての基本方針を定めるものとする。

また、本計画の内容については、平成28年熊本地震（以下「熊本地震」という。）からの復旧・復興に当たっては、御船町の総力を結集して、「オールみふね」で取り組み、効果的かつ迅速に震災からの復旧と地域経済の回復を図るとともに、今回の経験を踏まえた防災面の強化や都市としての更なる魅力向上など、よりよいまちづくりを目指した創造的復興に取り組むものとする。

第6 原子力災害対策計画

原子力災害対策計画は、九州内に存在する2原子力発電所（玄海原子力発電所・川内原子力発電所）から、放射性物質の異常な放出が起こった場合、又はその恐れがある場合等を想定し、「総則」、「防災活動体制」、「災害予防計画」、「災害応急対策計画」、「災害復旧対策計画」で構成するものとする。

第6節 上位計画及び関連諸計画

本計画は、次の上位計画及び諸計画との関連性をもつものである。

- 1 防災基本計画
- 2 熊本県地域防災計画
- 3 各指定行政機関等の防災業務計画
- 4 第6期御船町総合計画（令和2～9年度）
- 5 御船町国土強靱化地域計画（令和2～6年度）
- 6 御船町震災復興計画（平成28年度～令和5年度）

第1 防災基本計画

防災基本計画は、災害対策基本法第34条の規定に基づき、中央防災会議が作成する政府の防災対策に関する基本的な計画であり、防災体制の確立、防災事業の促進、災害復興の迅速及び適切化、防災に関する科学技術及び研究の振興、防災業務計画及び地域防災計画において重点を置くべき事項について、基本的な方針を示すものである。

この計画に基づき、地方公共団体は地域防災計画を、指定行政機関及び指定公共機関は防災業務計画を作成することとなる。

なお、東日本大震災の教訓を生かし、今後の防災対策を充実・強化するための災害対策基本法の見直しの一環として、平成24年6月に災害対策基本法の一部を改正する法律が成立し、平成25年6月、平成26年11月には、更なる法制上の措置が講じられた。

さらに、防災基本計画は、平成28年熊本地震及び平成28年台風第10号災害の教訓等を踏まえた修正が行われた。

第2 熊本県地域防災計画

熊本県地域防災計画は、災害対策基本法第40条の規定により、県に係る災害について、県民の生命、身体及び財産を保護するため、防災基本計画に基づき、必要な事項を定めたものである。

また、災害対策基本法第42条第1項により、「当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。」と定めたものである。

第3 各指定行政機関等の防災業務計画

防災業務計画は、災害対策基本法（第36条～第39条）の規定により、指定行政機関の長が、防災基本計画に基づき、その所掌事務に関し、必要な事項を定めたものである。

また、指定公共機関は、防災基本計画に基づき、その業務に関し、防災業務計画を作成することが定められている。

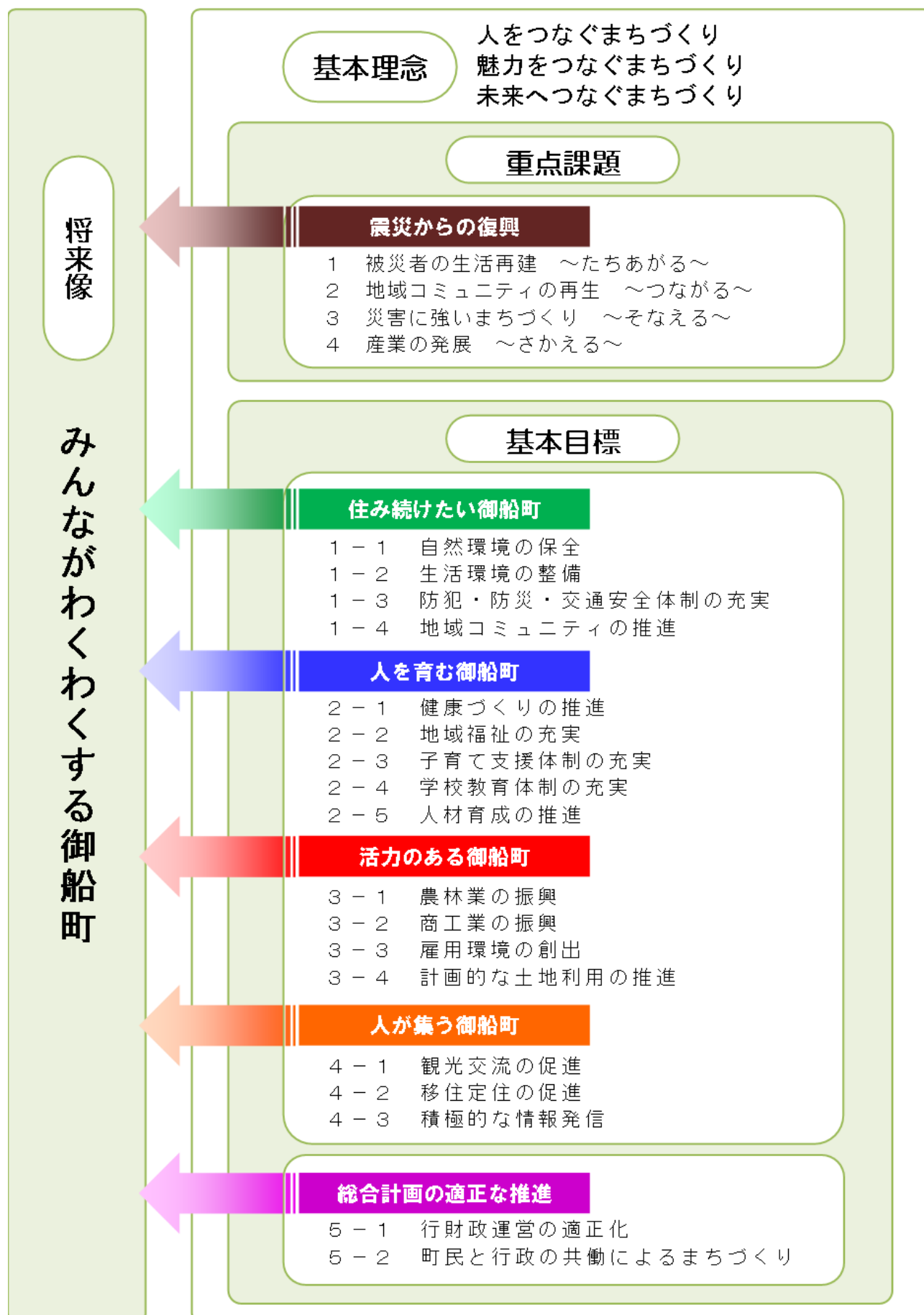
第4 第6期御船町総合計画（令和2～9年度）

1 計画の概要

第6期御船町総合計画は、将来像「みんながわくわくする御船町」を実現するため、4つの基本目標を掲げ、19項目の基本施策を定めている。

防災に係る基本施策は、基本目標「住み続けたい御船町」の中で、「防犯・防災・交通安全体制の充実」を基本施策として掲げている。

◆第6期御船町総合計画



第5 御船町国土強靱化地域計画(令和2～6年度)

1 計画の趣旨

近年、国内においては、地震災害やゲリラ豪雨による土砂災害など大規模な災害が頻発し、自然災害の脅威に対し事前の備えを行うことの重要性が広く認識されつつある。

そのような中、平成25年12月に「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」（以下、「国土強靱化基本法」という。）が施行され、平成26年6月には、同法に基づく「国土強靱化基本計画」が策定された。

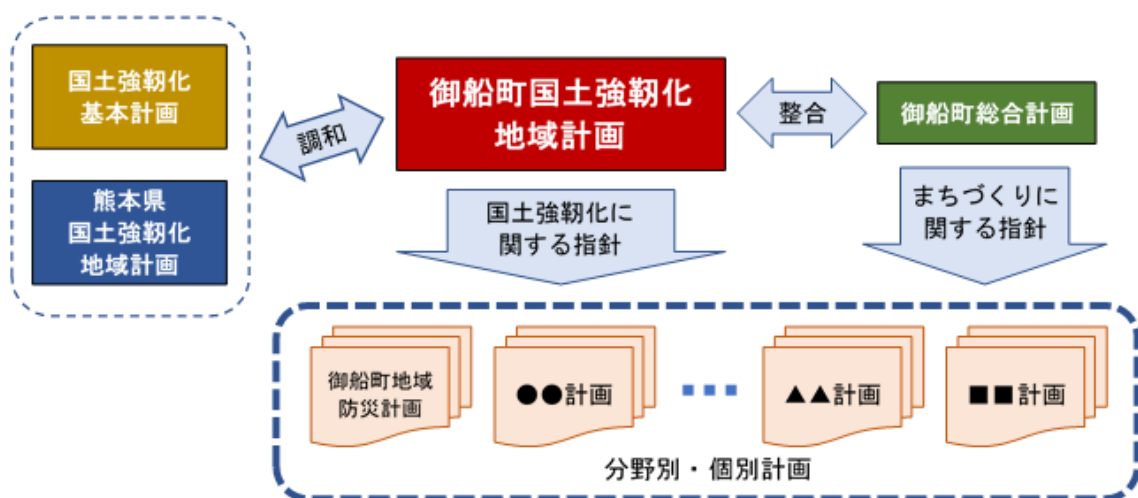
この基本計画では、どのような災害が起ころうとも、最悪の事態に陥ることが避けられるような強靱な行政機能、地域社会、地域経済を事前に作り上げていくことがうたわれ、その実現に向けた様々な取組が推進されている。

また、国土強靱化基本法においては、こうした国の取組のみならず、地方公共団体においても国土強靱化地域計画を策定し、国と地方とが一体となって国土強靱化の取組を進めることが求められている。

そのため、本町においても、大規模な自然災害が起こっても機能不全に陥らず、“致命的な被害を負わない強さ”と“速やかに回復するしなやかさ”を持った強靱な御船町を構築するために、令和2年8月に「御船町国土強靱化地域計画」を策定した。

2 計画の位置付け

本計画は、国土強靱化基本法第13条に基づく国土強靱化地域計画として策定し、国土強靱化基本計画や熊本県国土強靱化地域計画との調和を図るとともに、本町の行政運営の指針となる御船町総合計画との整合を図ることで、町が策定する分野別・個別計画に対する国土強靱化の視点からの施策の指針として位置付けている。



第1章 総 則

第6節 上位計画及び関連諸計画

第6 御船町震災復興計画（平成28年度～令和5年度）

1 計画策定の主旨

本町は、平成28年4月14日、16日に発生した熊本地震により、震度5強と震度6弱の地震に見舞われ、死者を含む人的被害や、数千に及ぶ住家被害をはじめ、これまでに私たちが経験したことのない未曾有の被害を受けた。

本町では、発災直後から災害対策本部を立ち上げ、町民の身体、生命及び財産を守ることを最優先に、道路や水道等のインフラや、公共施設の復旧等を進めてきた。しかし、震災から約1年経過した現在においても、被害の甚大さから、復旧は完了しておらず、震災の影響は、日常生活や産業活動に大きな影を落としている。

そのため、今後においては、震災を克服するべく、町民・地域・団体・企業・行政等が一丸となった「オールみふね」により、復旧の取組や、町民の生活再建等を加速させ、震災前よりもさらに発展を遂げた復興を目指していくことが重要である。

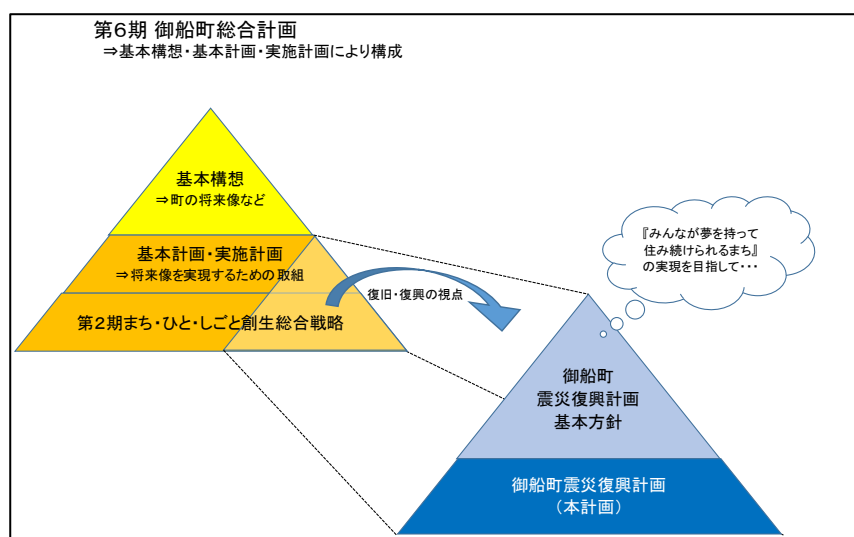
本計画は、上記を踏まえて、単なる復旧にとどまらず、“創造的復興”を実現するべく、今後の取組の方向性をまとめたものである。

2 震災復興計画と総合計画等との関係

本計画は、「御船町震災復興計画基本方針（平成28年10月策定）」に基づき、復旧・復興に向けて実施する事業や、その実施主体、実施時期など、具体的な取組の方向性をまとめたものである。

他計画との関係性については、「第6期 御船町総合計画」を上位計画、「第2期御船町まち・ひと・しごと創生総合戦略（令和2年3月策定）」を関連計画として位置づけ、本町の将来像『みんながわくわくする御船町』を実現するべく、各種計画に基づく事業を連携・連動させていく形となる。

なお、「第2期御船町まち・ひと・しごと創生総合戦略」については、本計画を展開する上で必要に応じて見直しを行うこととする。これらを通じて、計画間で整合性を確保し、効果的・効率的に取組を進めるものとする。



3 復興に向けた基本方針

(1) 復興に向けた基本理念

① 絆と共働を基調とした復興

私達は、今回の震災で、人と人、地域のつながりや支え合いが大切であることを強く実感した。本町の復興を成し遂げていく主役は、町民や地域であり、創造的な復興を実現するためには、行政と町民等が同じ方向を目指し、連携していくことが重要である。

災害の教訓と経験を活かして、人と人、地域のつながりを広げ、絆と共働を基調とした復興を推進していくものとする。

② 未来へつながる復興

復興は、単に震災前の元の姿に戻すだけではなく、子どもから高齢者まで、夢をもって住み続けることができ、未来へつながる復興が求められている。

今回の災害を契機に、自然や歴史、文化等の御船固有の地域資源を最大限に活かして、新しい御船町を創造していくものとする。

(2) 復興の将来像

今後、本町では、前述の2つの基本理念を土台に、町民・地域・団体・企業・行政等が丸となった「オールみふね」により、復興の取組を進めていくものとする。

その連携・協力の取組を進める上では、多様な活動主体が共有すべき、わかりやすい目標を明示することが必要であると考え、以下の通り、復興した町の姿を示す「将来像」と、復興に向けた町民の決意を表す「スローガン」を設定した。

将来像「みんなが夢を持って住み続けられるまち」

スローガン「あの日を忘れず、共につなごう未来へ！」

第1章 総 則

第6節 上位計画及び関連諸計画

(3) 復旧・復興に向けた施策体系

被災者の生活再建 ～たちあがる～

- ①被災者の生活再建に向けた支援
- ②被災者の住宅・宅地再建に向けた支援
- ③被災者の心身のケアの充実
- ④保育環境・教育環境の整備

地域コミュニティの再生 ～つながる～

- ①公民館や集会所の復旧
- ②行政区や自治組織の支援
- ③地域を担う人材の育成・支援
- ④健康づくりや生きがいづくりへの支援

災害に強いまちづくり ～そなえる～

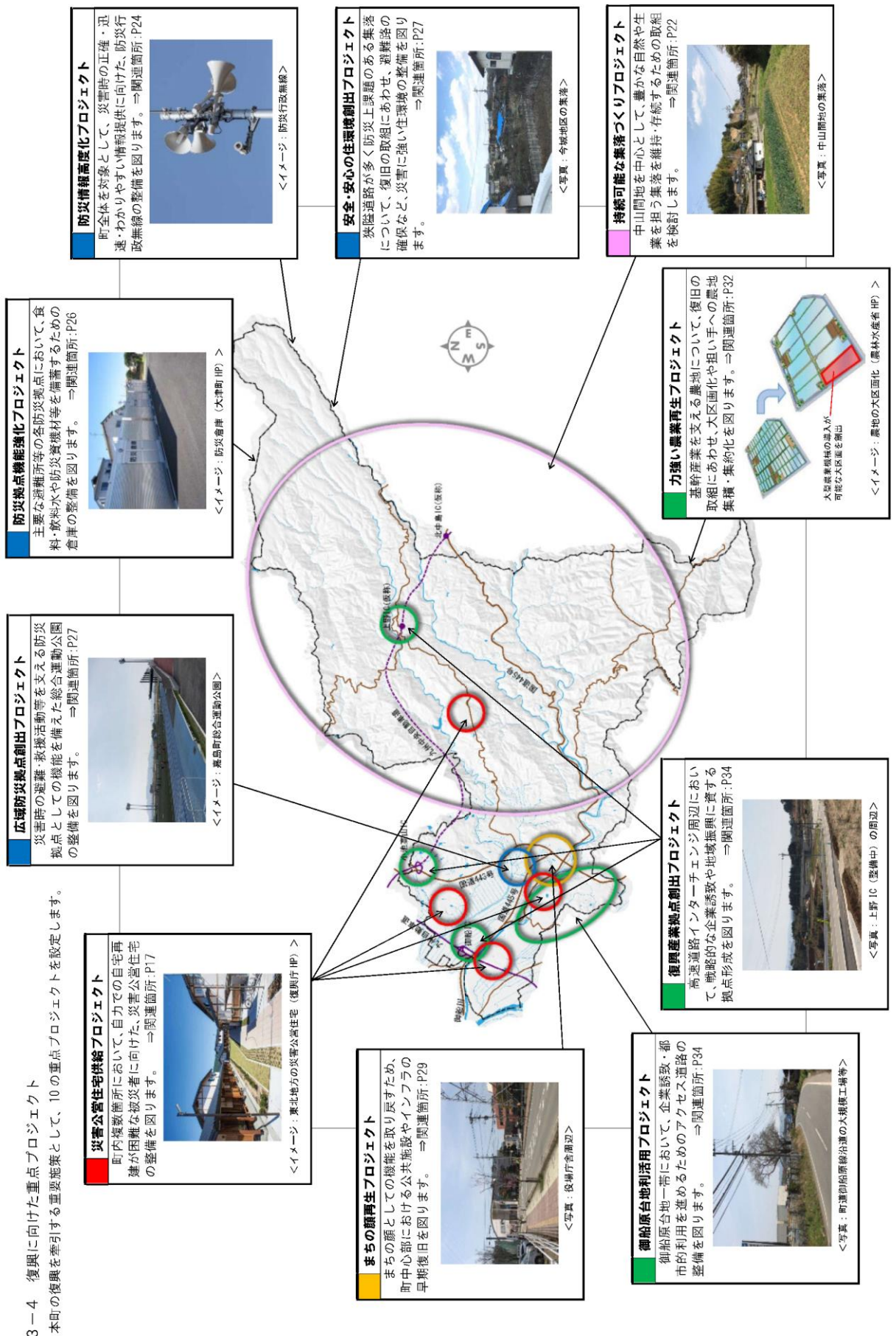
- ①地域防災計画の見直し
- ②防災行政無線等の施設整備
- ③地域の防災力向上に向けた支援
- ④予防防災活動の推進
- ⑤災害記録の作成や防災教育の推進等災害記憶の伝承
- ⑥食料や飲料水等の災害備蓄の推進
- ⑦避難所や避難ルートの見直し
- ⑧土砂災害対策の推進

公共施設の復旧 ～もどす～

- ①役場、文化・スポーツ施設の復旧
- ②道路や橋りょう、河川等の復旧
- ③公園の復旧
- ④上下水道の復旧
- ⑤文化財等の復旧

産業の発展 ～さかえる～

- ①農地や施設等生産基盤の復旧と農業の振興
- ②観光業の環境基盤の整備
- ③地域産業の再建支援
- ④企業誘致の推進



第1 自然的条件

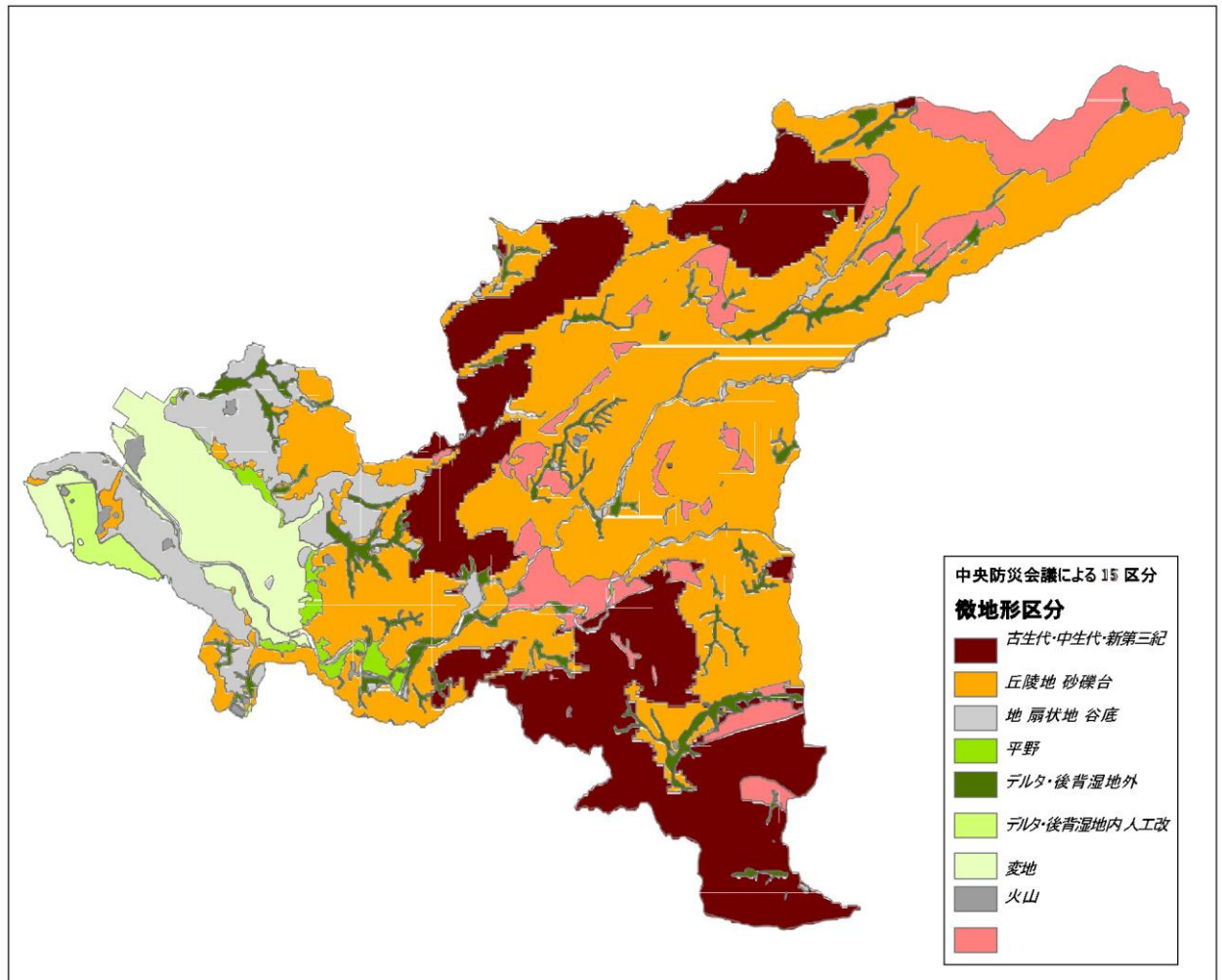
北は益城町、北東は阿蘇郡西原村、東は山都町、北西は嘉島町、西は熊本市、南は美里町、南西は甲佐町と隣接する。

本町の地質は、西部の御船川沿いに広がる扇状地に沖積層や段丘堆積層が分布し、東部の山地には阿蘇火砕堆積物や中生層・古生層が分布しており、中世代白亜紀の御船層群の凝灰岩層からは、肉食竜の化石が発見されている。

◆熊本地域の地質平面図

出典：熊本県の資料より

◆御船町の微地形区分



出典：御船町耐震改修促進計画

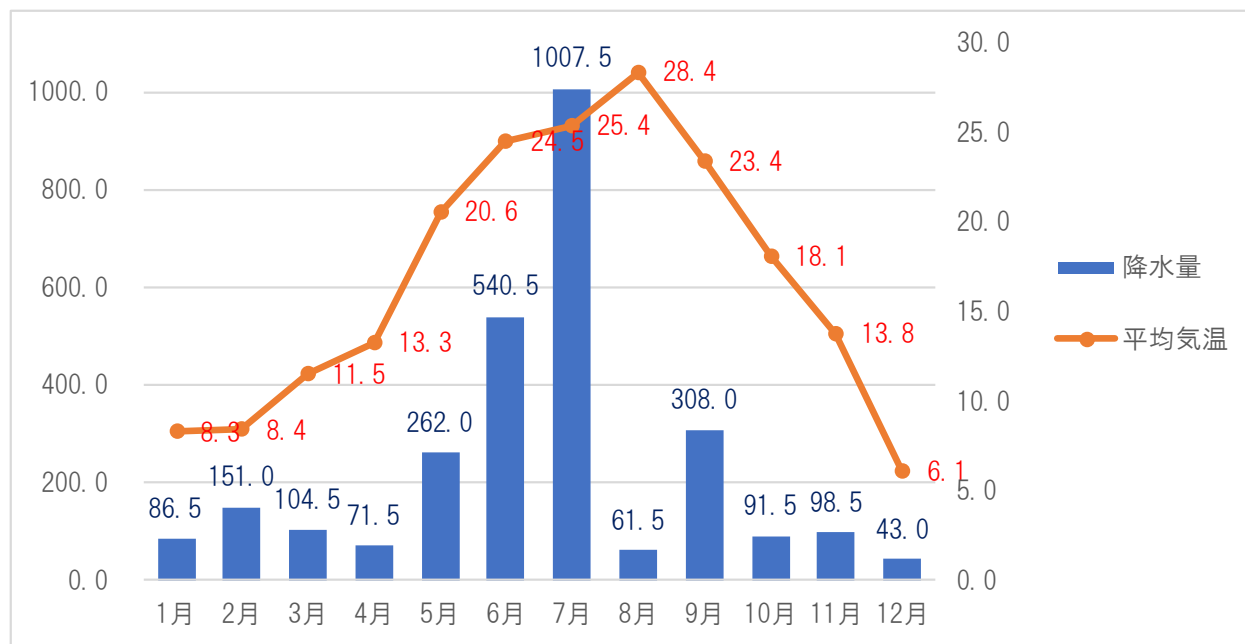
第1章 総 則

第7節 御船町の概況

3 気象

本町は、内陸的な気象を示し、令和2年（2020年）の年平均気温は16.8℃で、夏の暑さ、冬の寒さはともに厳しく、気温の日較差、年較差も大きい。降水量は年間2,826mm前後で、梅雨期の6～7月が多く、特に梅雨末期には集中豪雨が発生し、大きな災害を引き起こすこともある。さらに最近では、本町も宅地開発等の都市化に伴って、これまで被害の少なかった地域で新たな災害が発生する恐れのあることも見逃してはならない。

◆気温と降水量の月別変化



出典：気象庁HP 甲佐観測所（令和2年データ）

第2 社会的条件

1 人口

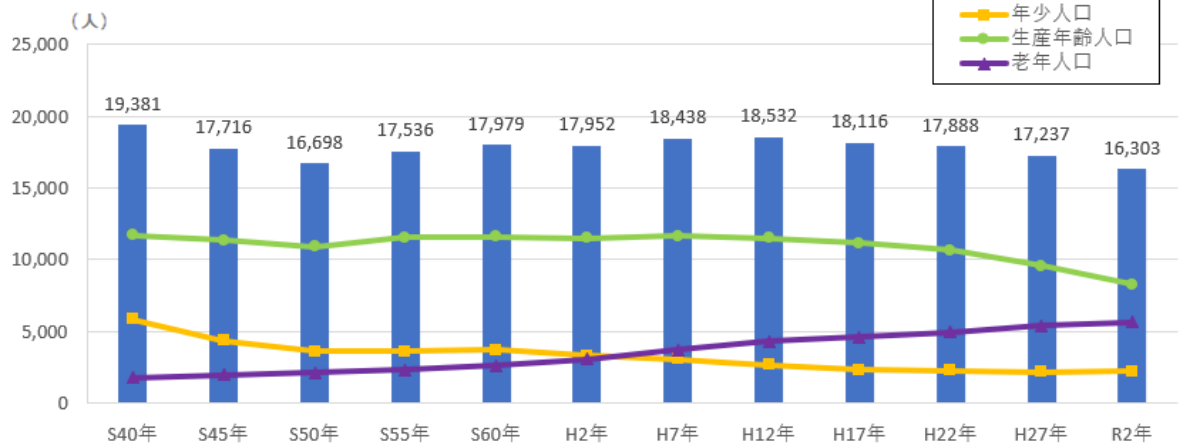
本町では、昭和50年（1975年）までは人口減少、以降緩やかな増加に転じ、平成12年（2000年）に18,532人でピークを迎え、これ以降は再び減少に転じたが、令和3年からは緩やかな増加に転じ、令和5年（2023年）には17,049人となっている。

年少人口は全体的に減少傾向、生産年齢人口は昭和55年（1980年）から平成7年（1995年）までほぼ横ばいの状態で、以降は緩やかに減少していたが、近年は緩やかな増加傾向にある。

老年人口は一貫して増加傾向であり、平成7年（1995年）には年少人口を上回っている。

一方、世帯数は増加傾向にあり、少子化・核家族化に伴う地域防災活動の核を担う地域コミュニティ活動力の低下が課題となっている。

◆年齢別人口の推移

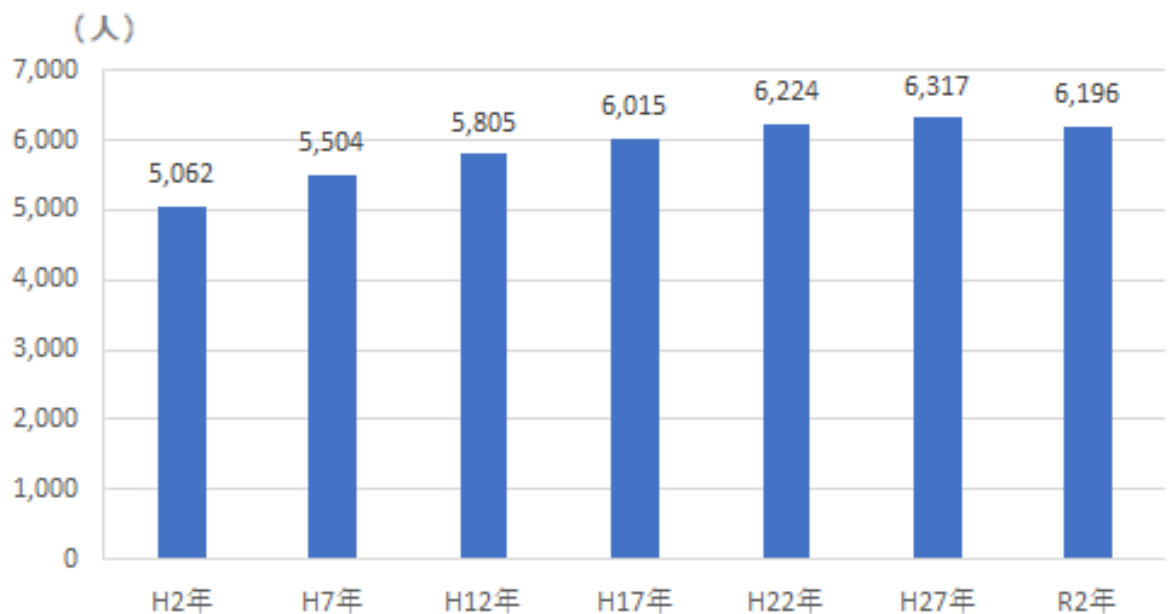


資料：国勢調査（S40年～R2年）

	S40年	S45年	S50年	S55年	S60年	H2年	H7年	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年
総人口	19,381	17,716	16,698	17,536	17,979	17,952	18,438	18,532	18,116	17,888	17,237	16,303
年少人口	5,844	4,399	3,616	3,655	3,737	3,331	3,084	2,698	2,343	2,281	2,220	2,239
	30.2%	24.8%	21.7%	20.8%	20.8%	18.6%	16.7%	14.6%	12.9%	12.8%	12.9%	13.7%
生産年齢人口	11,728	11,338	10,941	11,549	11,601	11,518	11,641	11,520	11,141	10,654	9,574	8,275
	60.5%	64.0%	65.5%	65.9%	64.5%	64.2%	63.1%	62.2%	61.5%	59.6%	55.6%	50.8%
老年人口	1,809	1,979	2,141	2,332	2,639	3,093	3,713	4,310	4,632	4,953	5,436	5,663
	9.3%	11.2%	12.8%	13.3%	14.7%	17.2%	20.1%	23.3%	25.6%	27.7%	31.5%	34.7%

資料：国勢調査（S40年～R2年）

◆世帯数の推移



資料：国勢調査（H2年～R2年）

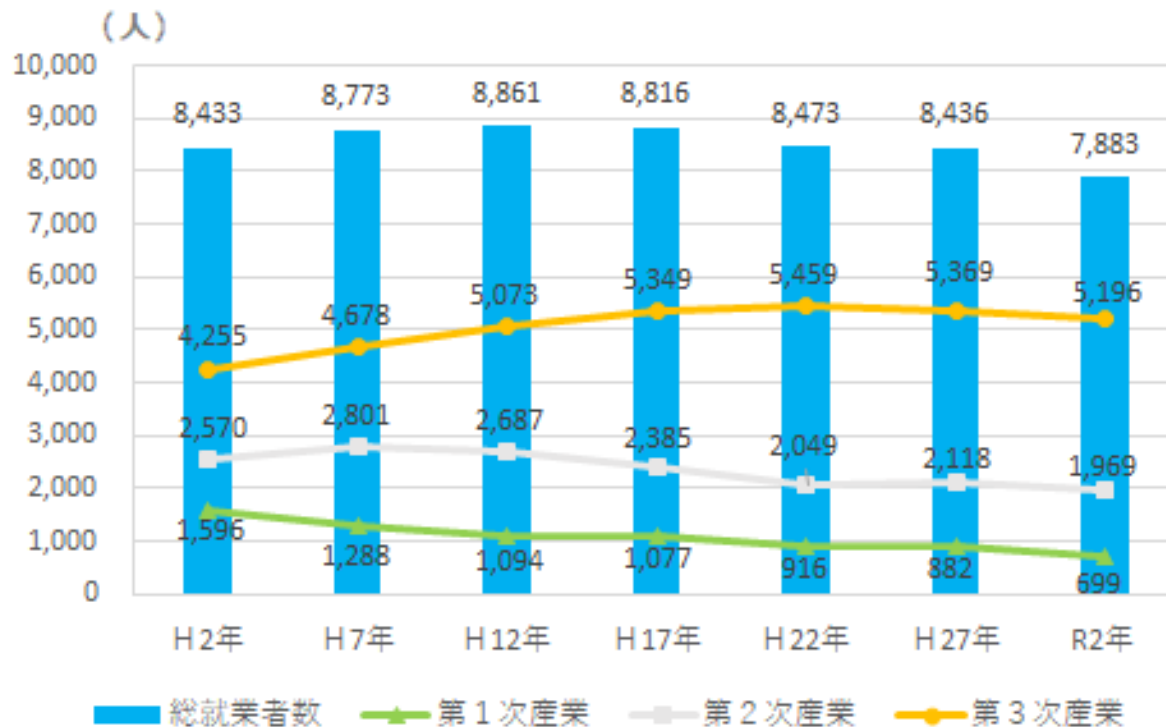
第1章 総 則

第7節 御船町の概況

2 産業別就業者数

本町の産業別就業者数の推移をみると、就業者は第1次、第2次産業は減少傾向、第3次産業は横ばいとなっている。

◆産業別就業者の推移



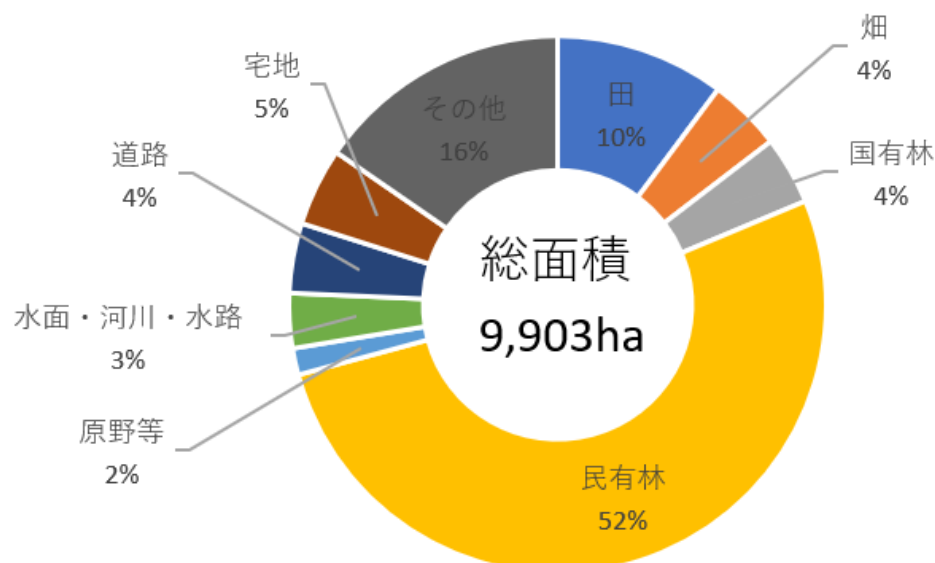
資料：国勢調査（H2年～R2年）

3 土地利用

本町の地目別土地面積は次の通りである。

山地・原野・田畑等の自然地が大半を占めている。

◆地目別土地面積



資料：令和3年熊本県統計年鑑

第8節 御船町の災害要因と被害状況

第1 風水害の災害要因と被害状況

1 風水害の災害要因

町の西部から中央部は、一級河川緑川の中流部に注ぐ御船川や矢形川の両岸に広がる標高 10 m 前後の平坦地となっており、たびたび豪雨時の洪水災害が繰り返された地域である。

一方、町の東部は、阿蘇郡との境に標高 500m 前後の山々が連なる山間地帯となっており、谷底平野に沿った急傾斜地の「がけ崩れ」や、土石流危険渓流からの「土石流」による土砂災害に注意が必要である。

2 風水害の被害状況

過去の風水害は、下記に示すように 5 月から 7 月に発生する集中豪雨によるものである。

近年、全国的にも激甚化する集中豪雨による水害が頻発しており、最も注意すべき災害の一つであるといえる。

◆御船町における過去の風水害履歴

災害発生日			災害名称 種別	主な被害状況
西暦	年号	月 日		
1972	S 47	7/ 6	集中豪雨	死者：1 名、負傷者・重傷者：3 名、全壊：3 棟、半壊：6 棟、一部損壊：45 棟、床上浸水：592 棟、床下浸水：517 棟、その他：29 棟、田の流失・埋没：107 h a、田の冠水：590 h a、畑の流失・埋没：7 h a、畑の冠水：10 h a、道路：180 箇所、河川：28 箇所、橋梁：10 箇所、崖崩れ：2 箇所
1974	S 49	7/16	集中豪雨	死者：1 名、負傷者・重傷者：4 名、全壊：1 棟、半壊：0 棟、一部損壊：1 棟、床上浸水：396 棟、床下浸水：304 棟、その他：9 棟、田の流失・埋没：61 h a、田の冠水：250 h a、畑の冠水：11 h a、道路：130 箇所、河川：73 箇所
1988	S 63	5/ 3	集中豪雨	死者：2 名、負傷者・重傷者：10 名、全壊：28 棟、半壊：21 棟、一部損壊：26 棟、床上浸水：467 棟、床下浸水：428 棟、その他：35 棟、田の流失・埋没：159 h a、田の冠水：300 h a、畑の流失・埋没：68 h a、畑の冠水：68 h a、道路：196 箇所、河川：66 箇所、橋梁：7 箇所、崖崩れ：27 箇所

上記のうち、昭和 63 年(1988 年)5 月 3 日午後から 4 日にかけて断続的に降り続いた大雨で、3 日夜に水越地区に近い矢部町の間谷山で発生した集中豪雨は時間雨量 101mm を記録し、御船川流域はアッという間もなく濁流にのみ込まれてしまった。

町の各所で氾濫が起こり、御船川では約 30m にわたり堤防が決壊し、死者 2 名を出し、町の人口の約 1 割にあたる 1,643 人、514 世帯の方々がり災するとともに、町のシンボルであった目鑑橋も失ってしまった。

第1章 総 則

第8節 御船町の災害要因と被害状況

この集中豪雨で被災者の多くは着の身着のままで避難することが精いっぱいであったことから、今後も激甚化が予想される豪雨に対して、地域と行政が一体となり、命を守ることを最優先に的確な避難行動の選択と速やかな行動を促すため、防災啓発活動や防災訓練等の取り組みを継続することが重要である。

◆昭和 63 年 5 月 3 日集中豪雨による被害状況



▲無惨に倒れた電柱と泥まみれになった町並

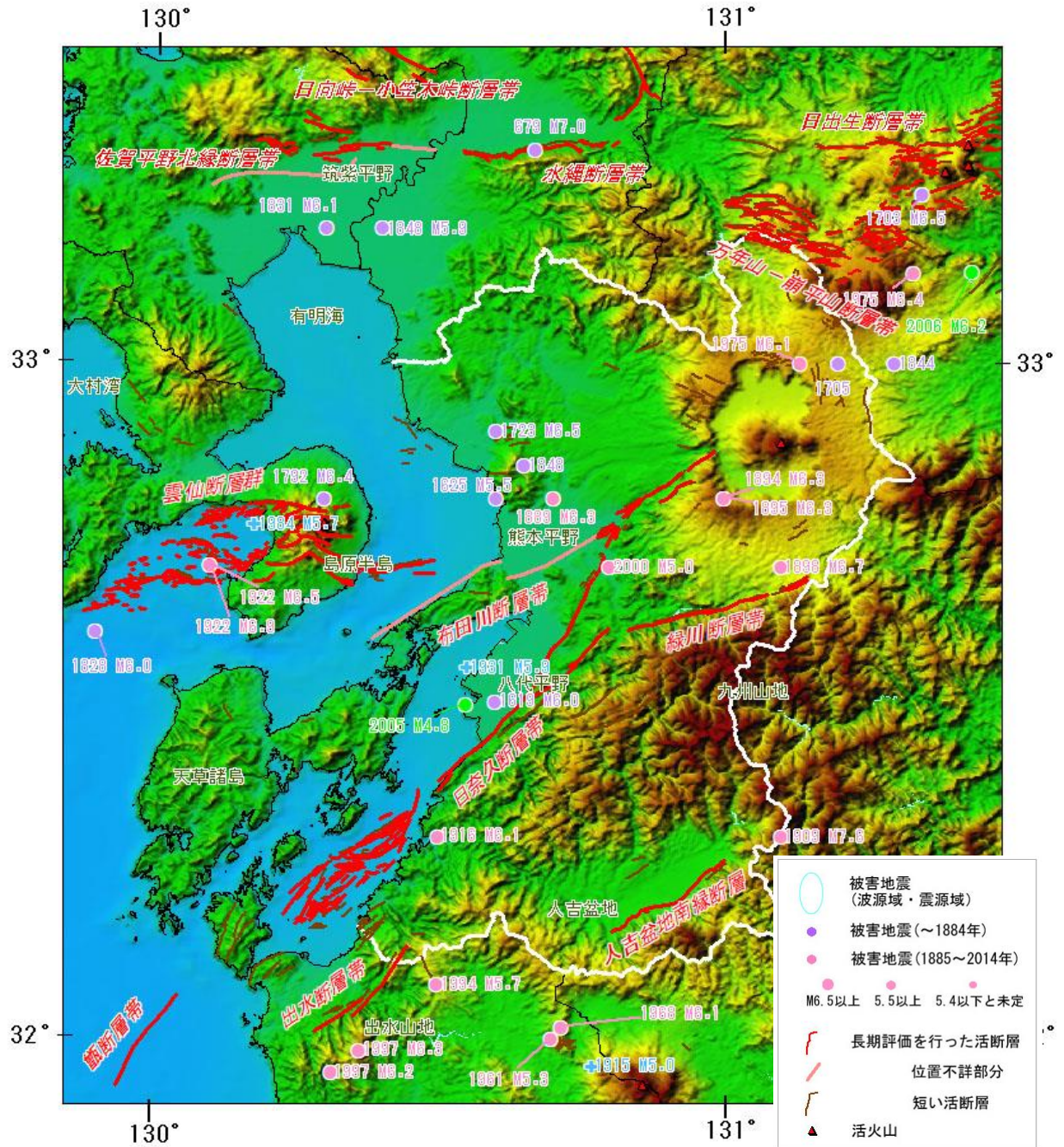


▲浸水した家屋から搬出された軒先に連なる家財道具

第2 地震の災害要因と被害状況

1 地震の災害要因

本町に影響を与える活断層は布田川断層帯、日奈久断層帯、緑川断層帯が存在しており、町の直下には日奈久断層帯（高野-白旗区間）が走っている。

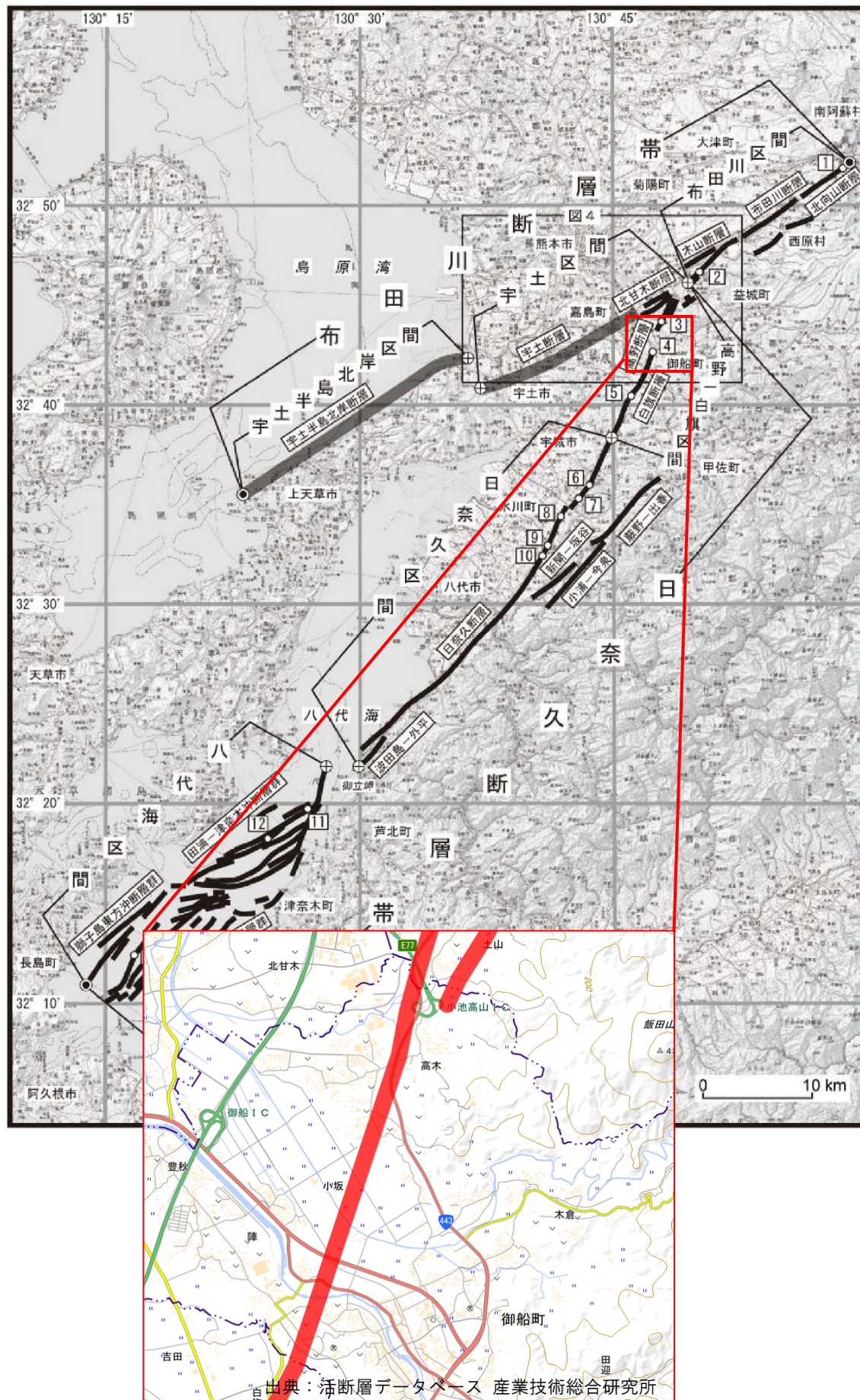


出典：地震調査研究推進本部地震調査委員会 九州・沖縄地方の地震活動の特徴

第1章 総 則

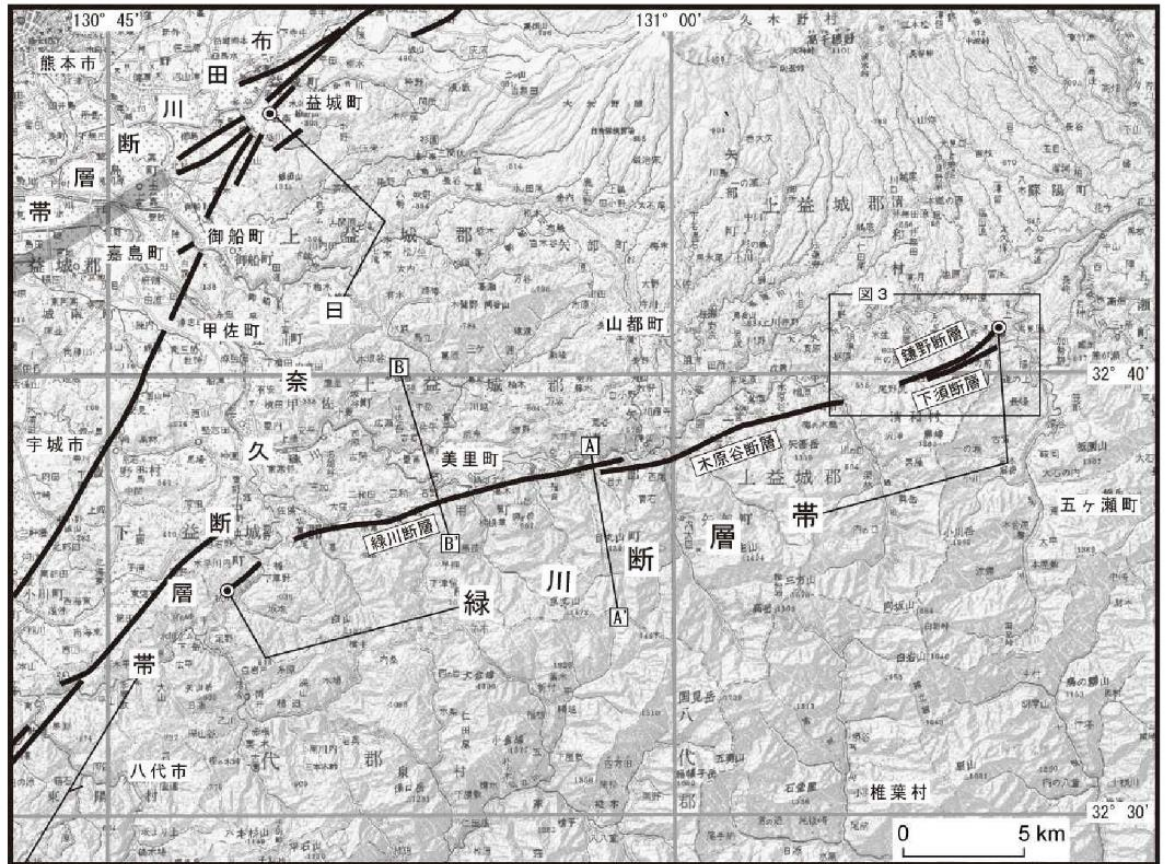
第8節 御船町の災害要因と被害状況

◆布田川断層帯・日奈久断層帯の活断層位置



出典：布田川断層帯・日奈久断層帯の評価地震調査研究推進本部地震調査委員会

◆緑川断層帯の活断層位置



出典：緑川断層帯の長期評価地震調査研究推進本部地震調査委員会

地震調査研究推進本部地震調査委員会によると、これらの活断層帯における地震発生確率は次の通りであり、日奈久断層帯（八代海区间）及び日奈久断層帯（日奈久区间）がSランクと評価されており、特に注意が必要である。

第1章 総 則

第8節 御船町の災害要因と被害状況

◆主要活断層帯の長期評価の概要 【算定基準日：平成30年(2018年)1月1日】
 (陸域・沿岸域の活断層から発生する地震の今後30、50、100年以内の地震発生確率等)
 <御船町付近を抜粋>

断層帯名 (起震断層/ 活動区間)	長期評価で 予想した 地震規模	主な活断層 における 相対的評価 ランク※	地震発生確率			平均活動 間隔	最新活動 時期
	(マグニチュード)		30年 以内	50年 以内	100年 以内		
布田川断層帯 (宇土半島北岸区間)	7.2程度以上	X	不明	不明	不明	不明	不明
布田川断層帯 (宇土区間)	7.0程度	X	不明	不明	不明	不明	不明
布田川断層帯 (布田川区間)	7.0程度	Z	ほぼ 0%	ほぼ 0%	ほぼ 0%	8,100年～ 26,000年 程度	平成28年 (2016年) 熊本地震
日奈久断層帯 (八代海区間)	7.3程度	S	ほぼ0% ～16%	ほぼ0% ～30%	ほぼ0% ～50%	1,100年～ 6,400年 程度	約1,700年前 以後～ 約900年前 以前
日奈久断層帯 (日奈久区間)	7.5程度	S	ほぼ0% ～6%	ほぼ0% ～10%	ほぼ0% ～20%	3,600年～ 11,000年 程度	約8,400年前 以後～ 約2,000年前 以前
日奈久断層帯 (高野一白旗区間)	6.8程度	X	不明	不明	不明	不明	約1,600年以 後～ 約1,200年前 以前
緑川断層帯	7.4程度	Z	0.04%～ 0.09%	0.07%～ 0.1%	0.1%～ 0.3%	約34,000年 ～68,000年 程度	不明

※活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1～3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明(すぐに地震が起きることが否定できない)を「Xランク」と表記
 出典：活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧(2017年1月1日での算定)
 地震調査研究推進本部(平成30年2月9日現在)

このような中で、熊本地震は、観測史上初めて、同一地域において震度7の地震がわずか28時間の間に2度も発生し、大きな被害をもたらした。

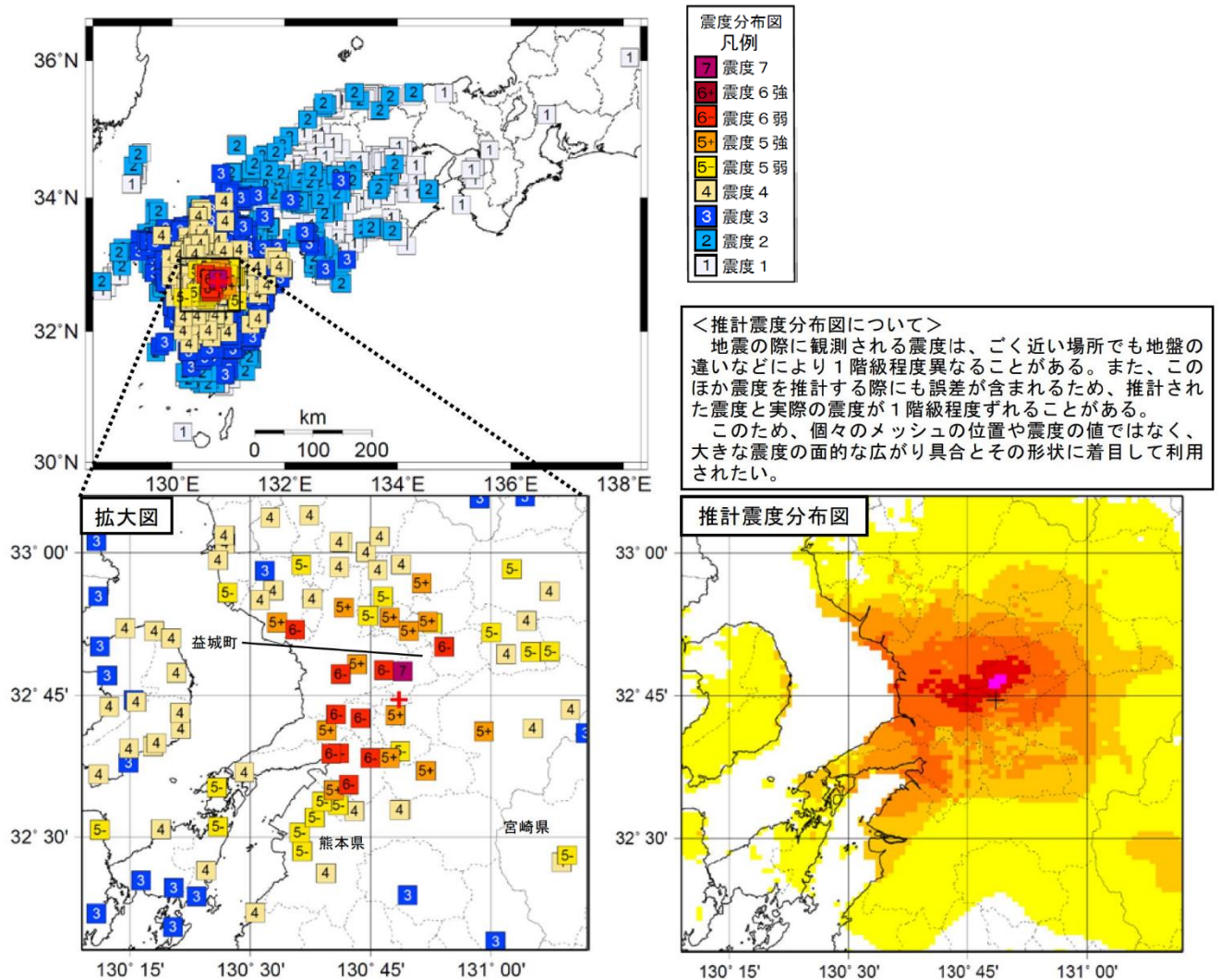
後に「前震」とされる平成28年4月14日(木)午後9時26分に発生した地震は、熊本県熊本地方(北緯32°44.5′ 東経130°48.5′)の深さ11km地点を震源とし、地震の規模を示すマグニチュードは6.5、上益城郡益城町で震度7を観測したほか、熊本市、嘉島町などで震度6弱を観測し、本町では震度5強を観測した。

また、「本震」とされる平成28年4月16日(土)午前1時25分に発生した地震は熊本県熊本地方(北緯32°45.2′ 東経130°45.7′)の深さ12km地点を震源とし、マグニチュードは7.3、上益城郡益城町及び阿蘇郡西原村で震度7、熊本市、宇土市、宇城市などで震度6強を観測し、本町で震度6弱を観測した。更にこの地震に伴い、午前1時27分に有明・八代海に津波注意報が発表された。

4月14日の地震は日奈久断層帯の北端部の活動、4月16日の地震は布田川断層帯の活動によるもので、隣接する2つの断層帯が連動することで発生した連動型地震とみられている。

熊本地震では、4月14日から16日にかけて震度6弱以上の地震を7回観測し、平成29年1月31日までに、震度1以上を観測した回数は4,241回であった。

◆【前震】4月14日21時26分熊本県熊本地方の地震（M6.5、深さ11km、最大震度7）の震度分布図



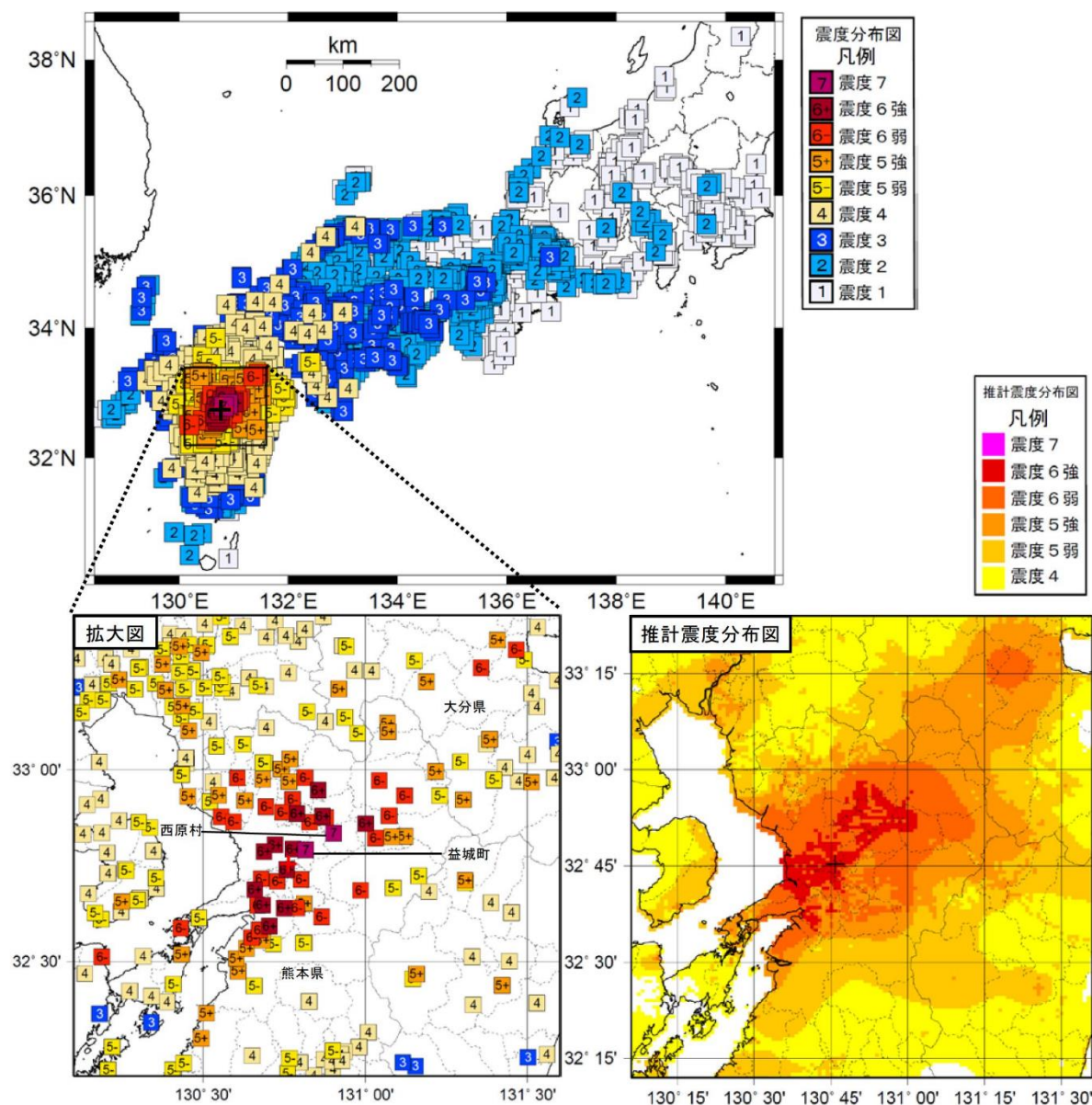
※ 本推計震度分布図は、地震発生当日に作成されたものである。

出典：平成28年(2016年)熊本地震の評価 地震調査研究推進本部 地震調査委員会

第1章 総 則

第8節 御船町の災害要因と被害状況

◆【本震】4月16日01時25分熊本県熊本地方の地震（M7.3、深さ12km、最大震度7）の震度分布図



出典：平成 28 年(2016 年)熊本地震の評価 地震調査研究推進本部 地震調査委員会

2 地震の被害状況

平成 28 年 4 月 16 日 1 時 25 分を本震とする【平成 28 年熊本地震】は、熊本県熊本地方・阿蘇地方、大分県西部・中部に甚大な被害を与えた。

本町では、前震（震度 5 強）と本震（震度 6 弱）、度重なる強い余震によって、死者を伴う甚大な被害が発生した。また、地震による地盤の緩み・地割れのうえに、梅雨前線の豪雨が重なり、多くの箇所では浸水被害や土砂災害が発生し、被害が拡大した。

熊本地震における御船町の被害状況及び過去の熊本県内における主な地震被害の状況を次に示す。

◆平成 28 年熊本地震における御船町の被害状況

平成 30 年（2018 年）5 月 12 日現在

被害項目		被害状況
人的被害	死者	10 人
	重・軽傷者	865 人
住家被害	全壊	444 世帯
	大規模半壊	425 世帯
	半壊	1,969 世帯
	一部損壊	2,179 世帯

平成 28 年（2016 年）4 月 16 日時点

被害項目	被害状況
避難勧告	最大 全世帯
避難指示	最大 108 世帯
避難者	最大 6,191 人
避難所	最大 40 箇所
断水世帯	最大 6,609 世帯
通行止め	最大 19 路線

◆熊本県内に被害をもたらした主な地震（県内の最大震度 4 以上）

西暦 (和暦)	地域(名称)	マグニチュード (M)	主な被害
744. 06. 06 (太平 16)	天草郡、八代郡、芦北郡	7. 0	田地 290 町、民家流出 470 軒、死者 1,520 名
1619. 05. 01 (元和 5)	肥後・八代	6. 0	麦島城はじめ公私の家屋に被害
1625. 07. 21 (寛永 2)	熊本	5～6	熊本城の火薬庫爆発。天守付近の石壁、城中の石垣に被害、死者約 50
1723. 12. 19 (享保 8)	肥後・豊後・筑後	6. 5	肥後で死者 2、家屋倒壊 980
1769. 08. 29 (明和 6)	日向・豊後・肥後	7. 3～7. 4	延岡城・大分城で被害大、熊本領内でも被害大
1792. 05. 21 (寛政 4)	雲仙岳	6. 4	眉山が崩れ、津波が生じた。津波による被害；死者約 15,000、家屋全壊 12,000
1828. 05. 26 (文政 11)	長崎	6	天草で激しい被害
1889. 07. 28 (明治 22)	熊本	6. 3	飽田郡を中心に熊本県下で被害大 死者 20、負傷者 52、住家全壊 228、半潰 138、地裂 880、堤防崩壊 45、橋梁壊落 22・破損 37、道路損壊 133
1894. 08. 8 (明治 27)	熊本北部	6. 3	阿蘇郡永水村で家屋土蔵破損 15、石垣の崩壊多数、長陽村で家屋破損 1、石垣崩壊 9
1895. 08. 27 (明治 28)	熊本北東部	6. 3	阿蘇郡山西村で土蔵破損 400、堤防亀裂 8、石垣崩壊 22、永水村で家屋破損 5
1907. 03. 10 (明治 40)	熊本	5. 4	煉瓦煙突破壊 1、家・倉庫壁の亀裂 3
1909. 11. 10 (明治 42)	宮崎・熊本県境	7. 6	宮崎市で被害大、熊本県内で負傷 3
1931. 12. 21 (昭和 6)	八代海	5. 5	八代町沿岸で被害多少

第1章 総 則

第8節 御船町の災害要因と被害状況

西暦 (和暦)	地域(名称)	マグニチュード (M)	主な被害
1931. 12. 22 (昭和 6)	八代海	5. 6	八代町沿岸で被害多少
1931. 12. 26 (昭和 6)	八代海	5. 9	八代郡田浦付近で壁の剥落 50～60、堤防亀裂、石垣崩壊、大矢野島の護岸・堤防決壊
1937. 01. 27 (昭和 12)	熊本中部	5. 1	上益城郡秋津村で石橋崩落
1941. 11. 19 (昭和 16)	日向灘 (日向灘地震)	7. 2	死者 2、負傷者 18、家屋全壊 27・半壊 32
1968. 02. 21 (昭和 43)	宮崎県南西部 (えびの地震)	5. 7	死者 3、負傷者 42、家屋全壊 368、半壊 3, 176、 非住家被害 1, 494、道路被害 73、橋梁損壊 9、 堤防亀裂 4、山(崖)崩れ 44、鉄道被害 6、 通信施設被害 100
1968. 02. 21 (昭和 43)		6. 1	
1968. 02. 22 (昭和 43)		5. 6	
1968. 03. 25 (昭和 43)	宮崎県南西部	5. 4	死者 3、住家全壊 18、半壊 147、 非住家被害 309、道路被害 6、橋梁損壊 5、 山(崖)崩れ 11、通信施設被害 97
1975. 01. 23 (昭和 50)	阿蘇山北東	6. 1	一の宮町三野地区に被害集中 負傷者 10、道路損壊 12、山(崖)崩れ 15
1984. 08. 07 (昭和 59)	日向灘	7. 1	負傷者 9、建物一部損壊 319
1987. 03. 18 (昭和 62)	日向灘	6. 6	死者 1、負傷者若干、建物・道路に被害
1997. 03. 26 (平成 9)	薩摩地方	6. 6	水俣市を中心にシラス崩れ、壁の亀裂、 窓ガラス割れ、落石等
1997. 05. 13 (平成 9)	薩摩地方	6. 4	水俣市を中心にシラス崩れ、がけ崩れ、 屋根瓦の落下、家屋のひび割れ等
1999. 03. 09 (平成 11)	阿蘇地方	4. 8	西原村、長陽村等でブロック塀の倒壊、 屋根瓦の落下、落石等
2000. 06. 08 (平成 12)	熊本地方	5. 0	益城町、嘉島町、御船町で屋根瓦の落下、 砥用町で落石
2001. 01. 10 (平成 13)	阿蘇地方	4. 1	高森町で落石、水道管破裂、屋根瓦の落下、 窓ガラス破損等
2005. 06. 03 (平成 17)	天草芦北地方	4. 8	負傷者 2 名(うち重傷者 1 名)
2011. 10. 05 (平成 23)	熊本地方	4. 5	住家の一部破壊
2016. 04. 14 (平成 28)	熊本地方 (熊本地震)	6. 5	死者 202 名、重軽傷者 2, 653 名、住家全壊 8, 401 棟、半壊 32, 882 棟被害額 3. 8 兆円 (平成 29 年 2 月 14 日時点)
2016. 04. 16 (平成 28)		7. 3	

出典：熊本県地域防災計画

第9節 被害の想定

本町の人命や家屋等の財産、公共施設、ライフライン等に大きな影響を与える主要な災害は、集中豪雨や台風等による河川氾濫や土砂災害等の風水害と、地震や火災等の予知できない災害とに大別できる。

本節では、本計画の前提条件として、被害の想定を行うものである。

第1 洪水による浸水害の想定

国土交通省及び熊本県では、水防法第14条の規定により、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、浸水想定区域を指定している。本町は、水防法第15条の規定により、この浸水想定区域を「御船町総合防災マップ」（平成30年5月作成）に掲載し、洪水による浸水害の想定を行うものとする。

国土交通省及び熊本県による本町に係る浸水想定区域を次に示す。

◆御船町に係る浸水想定区域

浸水想定区域	想定降雨規模	作成機関	指定年月日
緑川水系緑川 洪水浸水想定区域図	想定最大規模（L2）： 12時間総雨量 595mm 計画規模（L1）： 12時間総雨量 279mm	国土交通省 九州地方整備局 熊本河川国道事務所	平成29年5月30日
緑川水系御船川 洪水浸水想定区域図			
緑川水系加勢川 洪水浸水想定区域図			
緑川水系御船川、八勢川、 上滑川浸水想定区域図	降雨強度 51.3mm/h r	熊本県 上益城地域振興局	平成20年9月9日
緑川水系木山川他 浸水想定区域図（本町は矢形 川・天水川が該当）	木山川流域の時間雨量 86mm	熊本県 上益城地域振興局	—

第2 土砂災害の想定

本町で想定される土砂災害は、熊本県が指定する土石流危険渓流及び土石流危険区域、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第57号）第3条に基づき指定された急傾斜地崩壊危険区域が想定される。「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（平成12年法律第57号）、いわゆる「土砂災害防止法」に基づき、熊本県砂防課により人的被害が想定される土砂災害警戒区域及び特別警戒区域の指定が行われており、平成30年3月29日付までに御船町における指定区域数は、次の通りである。

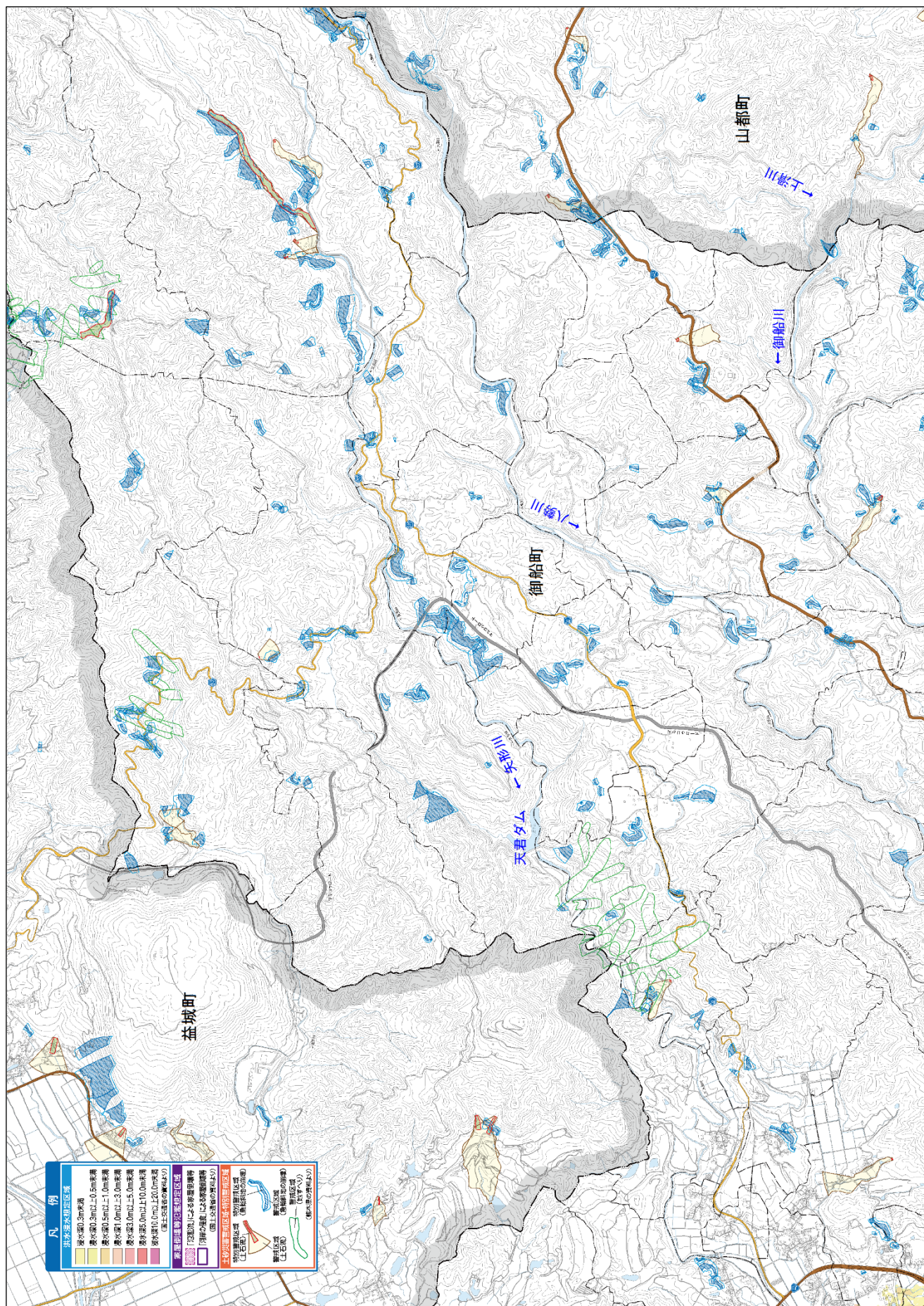
◆御船町の土砂災害警戒区域等の指定状況（平成30年3月29日までの告示分）

土砂災害警戒区域等	指定区域数			計
	土石流	急傾斜地の崩壊	地すべり	
土砂災害警戒区域	39箇所	433箇所	4箇所	476箇所
土砂災害特別警戒区域	30箇所	430箇所	0箇所	460箇所

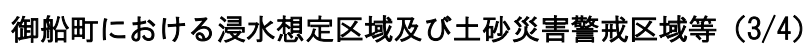
この土砂災害警戒区域及び特別警戒区域を「御船町総合防災マップ」（平成30年5月作成）に掲載し、土砂災害の想定を行うものとする。

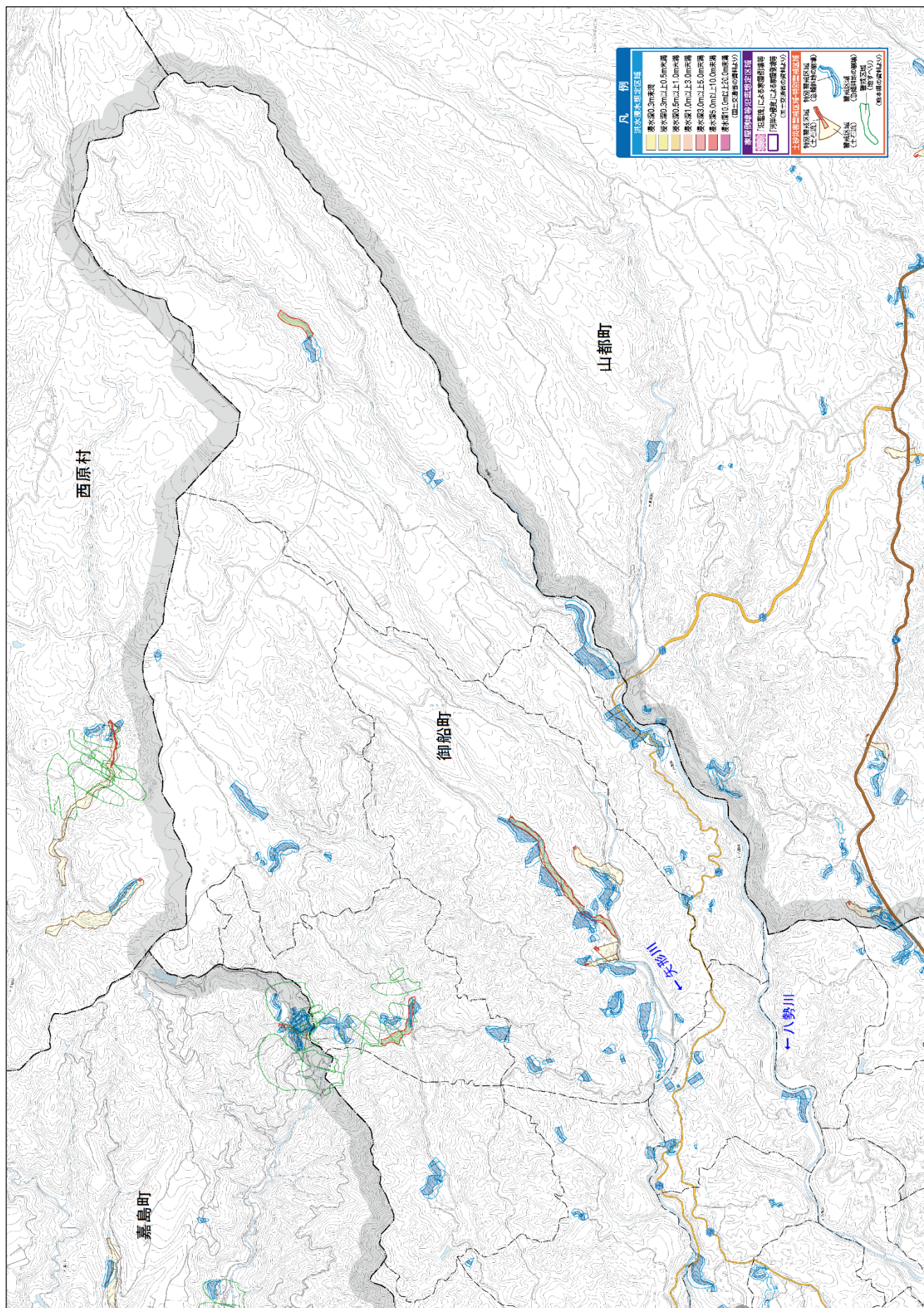
第9節 被害の想定





御船町における浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等 (2/4)





御船町における浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等（４／４）

第1章 総 則

第9節 被害の想定

第3 地震による被害想定

地震による被害想定は、熊本県が平成 23 年度から 2 ヶ年をかけて実施した「熊本県 地震・津波被害想定調査」の結果を要約したものである。

1 地震・津波被害想定調査の前提条件

調査で実施された地震動解析、津波解析、被害想定の内容や特徴は、次の通りである。

(1) 地震動解析

国が設定している各地震の断層諸元と、既存のボーリングデータや広域の地質図等から作成した地盤構造モデルを用いて、地震動解析が行われた。

(2) 津波解析

国が設定している各地震の断層諸元と、海域及び陸域の地形モデルを用いて、津波解析が行われた。

(3) 被害想定

被害想定は、次に示す項目について、対象地震ごとに被害想定が実施されている。

項 目		調査対象区分	
		地震	津波
1. 建物被害	揺 れ	●	
	液状化	●	
	急傾斜地崩壊	●	
	津 波		○
	地震火災	●	
2. 人的被害	揺 れ	●	
	急傾斜地崩壊	●	
	津 波		○
	地震火災	●	
3. ライフライン被害	上水道	●	○
	下水道	●	○
	電力施設	●	○
	電話・通信施設	●	○
	ガス（都市ガス）	●	○
	ガス（L P ガス）	●	
4. 交通施設被害	道路（高速道路、一般道路）	●	○
5. 生活支障等	避難生活者	●	○
	帰宅困難者	●	
6. 災害廃棄物	瓦礫（災害廃棄物）の発生	●	○
7. その他の被害	災害時要援護者の被災	●	○
	避難施設被害	●	○

(4) 想定シーン

建物及び人的被害のうち地震火災は時間帯等の影響を受けることから、次のシーンが設定された。

発生の季節	冬季	
発生時刻	夜（午前5時）	多くの人が自宅で就寝中に被災。家屋倒壊による人的被害の危険性が高い
	夕方（午後6時）	火気使用が最も高い時間帯
風速設定	火災は通常時として冬の「日平均の風速値」である 3m/秒を、強風時として冬の「月最大風速の平均値」である 11m/秒の2パターンを設定（※） （※）風速データ：熊本地方気象台の観測記録（平成21年～23年）を採用	

(5) 対象地震

熊本県への被害が大きいと想定される次の地震を対象に調査が行われた。

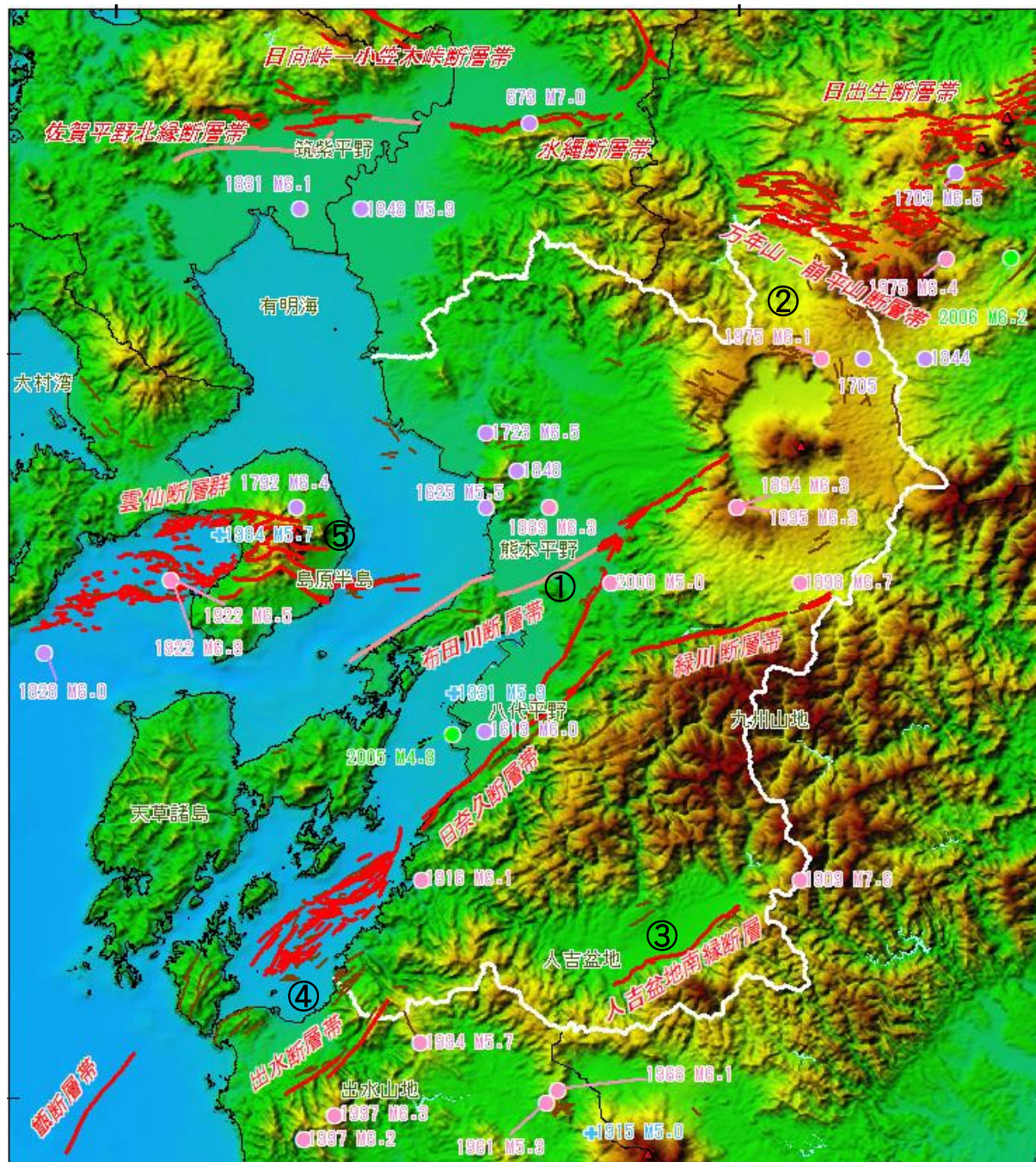
	検討対象断層帯等 【想定地震の震源域】		地震規模	30 年以内 発生確率
①	布田川・日奈久断層帯	中部・南西部連動	M7. 9	不明
	<参考>	上記震源域単独時：（中 部） ：（南西部）	（M7. 6） （M7. 2）	（ほぼ 0～6%） （不明）
②	別府・万年山断層帯		M7. 3	ほぼ 0～3% （最大 2. 6%）
③	人吉盆地南縁断層		M7. 1	1%以下
④	出水断層帯		M7. 0	ほぼ 0～1%
⑤	雲仙断層群	南東部	M7. 1	不明
	津波検討追加：南西部北部・南西部南部 連動		M7. 5	不明
地震調査研究推進本部 地震調査委員会 発表				
⑥	南海トラフ	（最大値）	M9. 0	極めて低い

内閣府 中央防災会議 発表

第1章 総 則

第9節 被害の想定

◆熊本県周辺の主要活断層（図面上の丸数字は上表の検討対象地震）

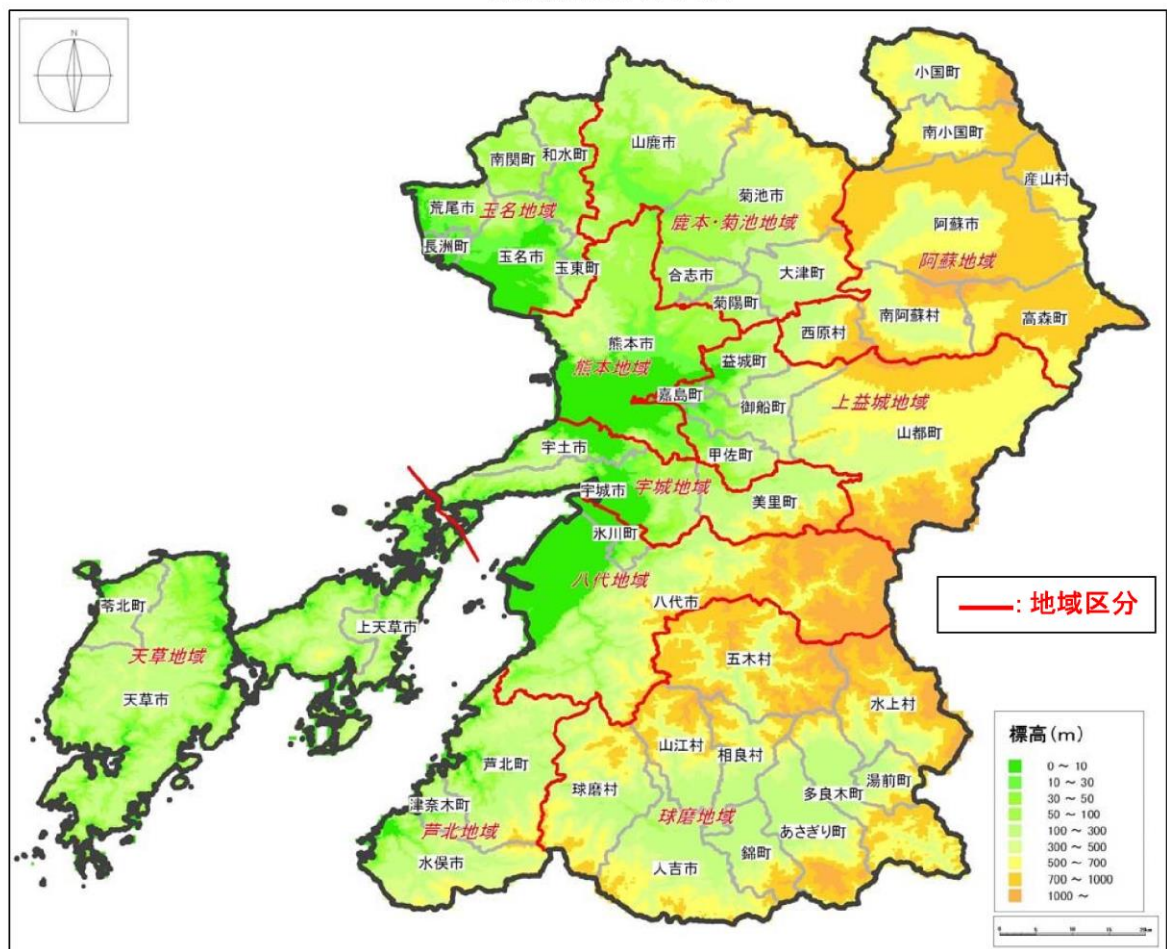


(6) 被害想定を集計単位

調査は県内全体の被害量の算定を目的としたことから、集計単位は個別の市町村ではなく、次の地域区分でとりまとめられており、御船町は「上益城地域」に含めて集計されている。

地域区分	対象市町村
熊本地域	熊本市
宇城地域	宇城市、宇土市、美里町
玉名地域	荒尾市、玉名市、玉東町、和水町、南関町、長洲町
鹿本・菊池地域	山鹿市、菊池市、合志市、大津町、菊陽町
阿蘇地域	阿蘇市、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村
上益城地域	御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町
八代地域	八代市、氷川町
芦北地域	水俣市、芦北町、津奈木町
球磨地域	人吉市、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村
天草地域	天草市、上天草市、苓北町

熊本市市町村位置図



第1章 総 則

第9節 被害の想定

2 地震動解析

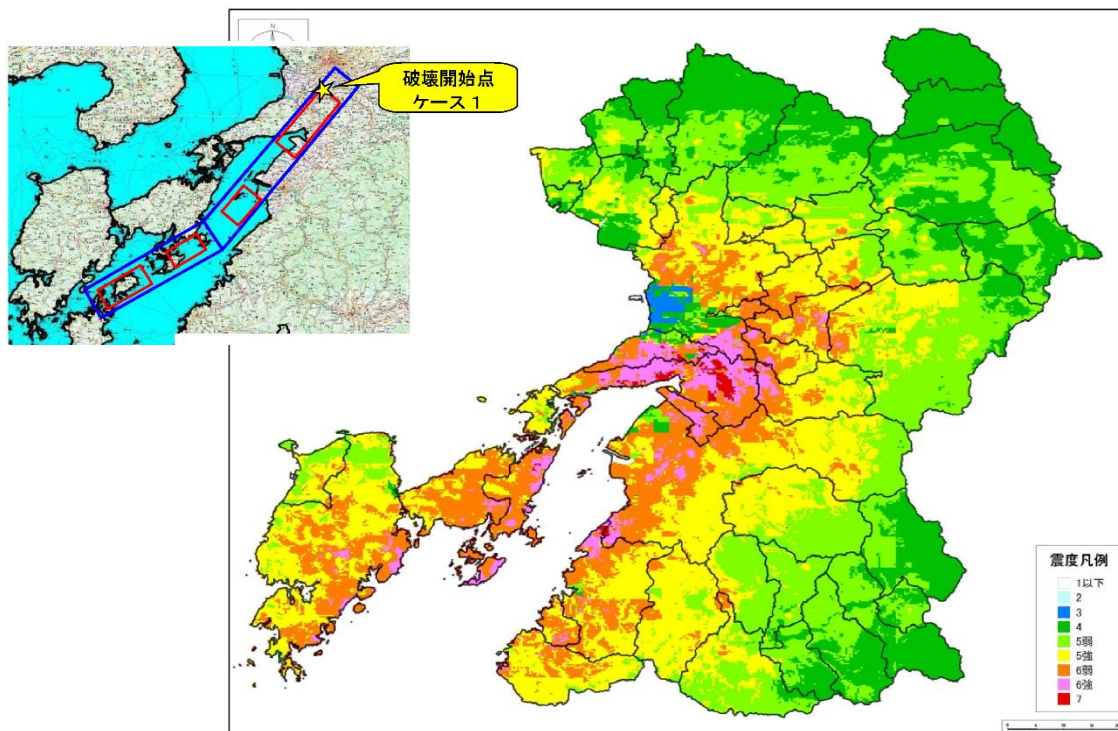
地震動解析結果のうち、震源別の御船町における最大想定震度は次の通りである。

また、震源別の震度分布を示す。

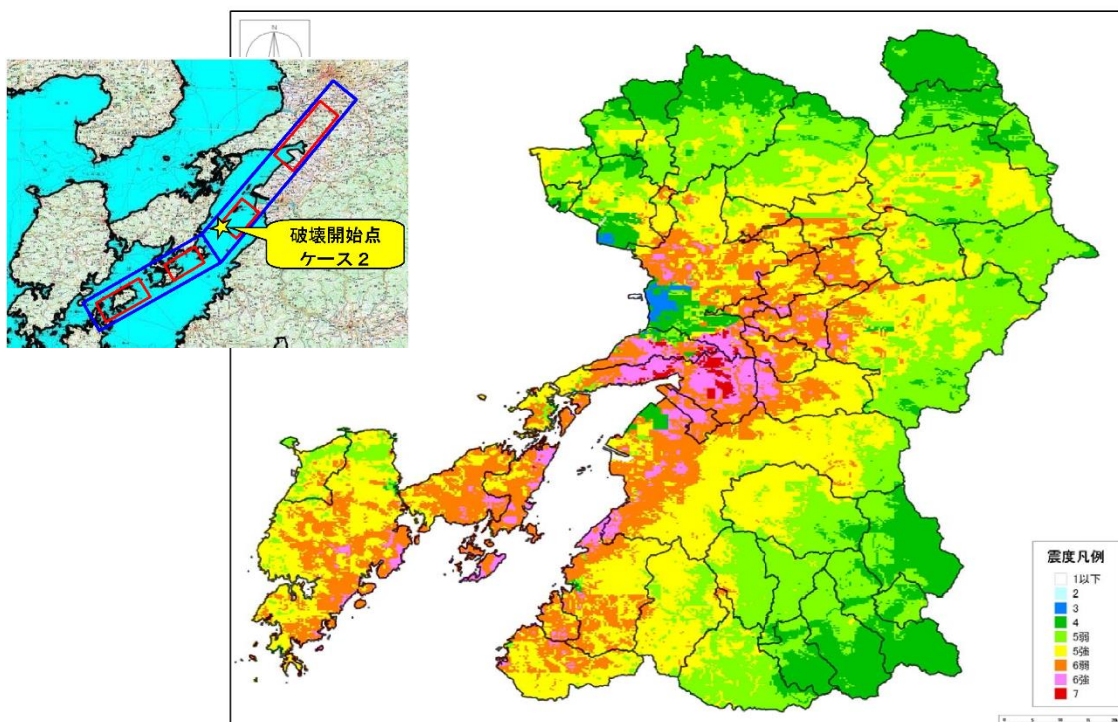
◆御船町における最大想定震度

布田川・日奈久断層帯 (中部)(南西部)の連動型				別府・万年山 断層帯		人吉盆 地南縁 断層	出水断 層帯	雲仙断 層群(南 東部)	最大値	南海 トラフ
ケース1	ケース2	ケース3	ケース4	ケース1	ケース2					
6 強	6 強	6 強	6 強	5 強	5 弱	5 弱	4	5 弱	6 強	5 強

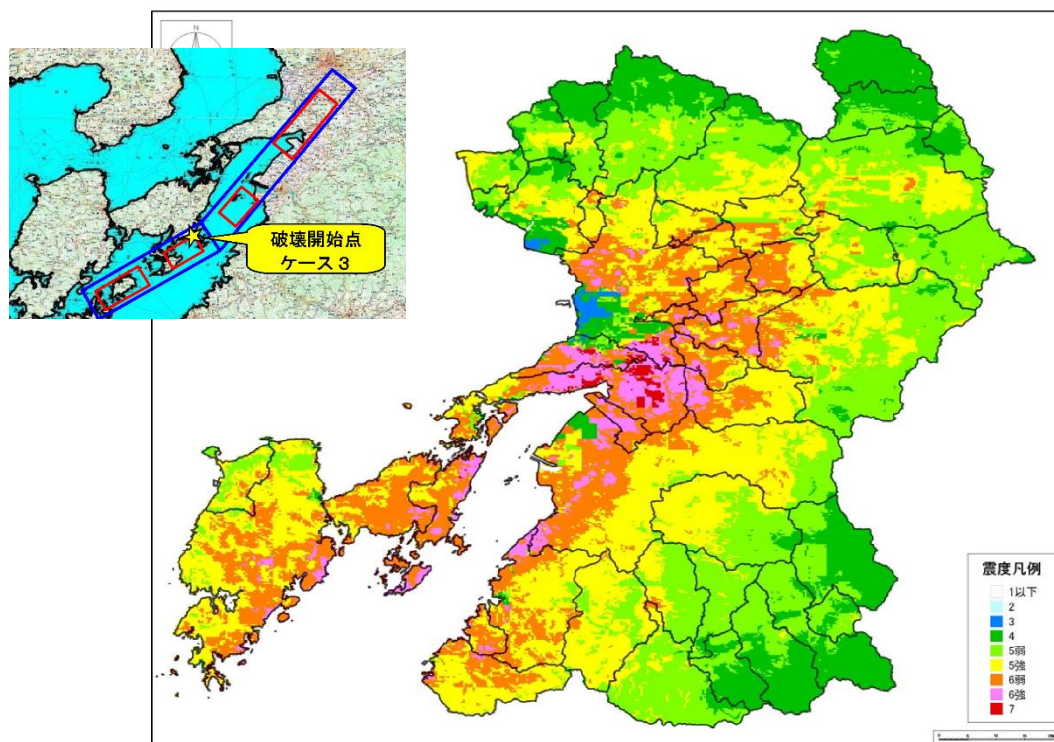
布田川・日奈久断層帯（中部・南西部 連動）【ケース1】による震度分布図



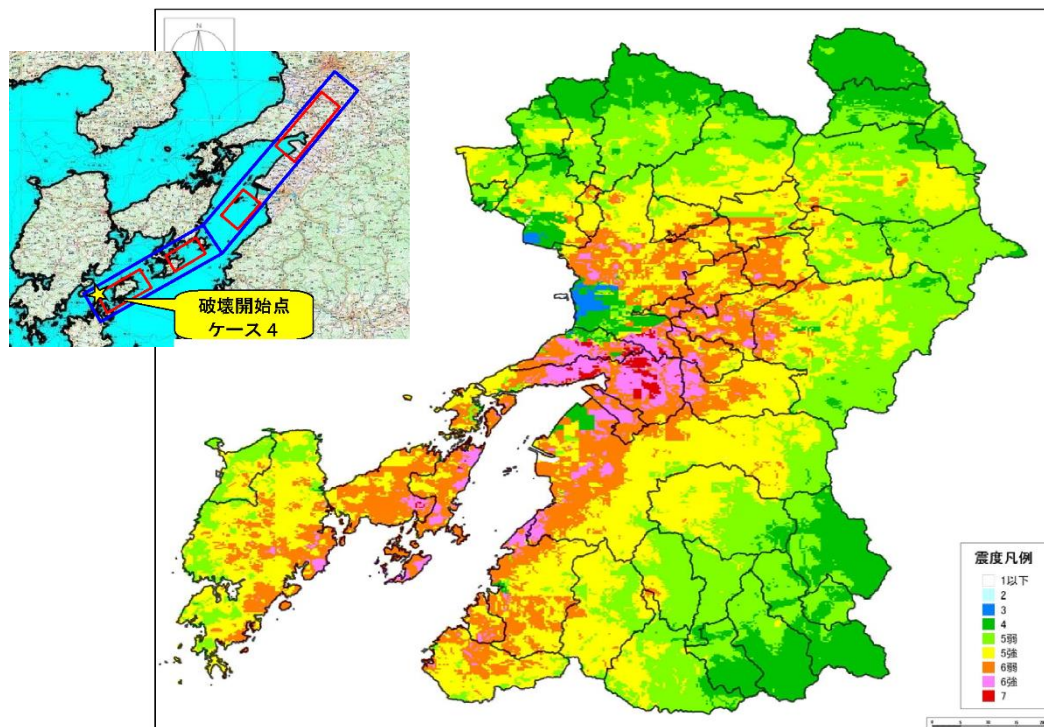
布田川・日奈久断層帯（中部・南西部 連動）【ケース2】による震度分布図



布田川・日奈久断層帯（中部・南西部 連動）【ケース3】による震度分布図



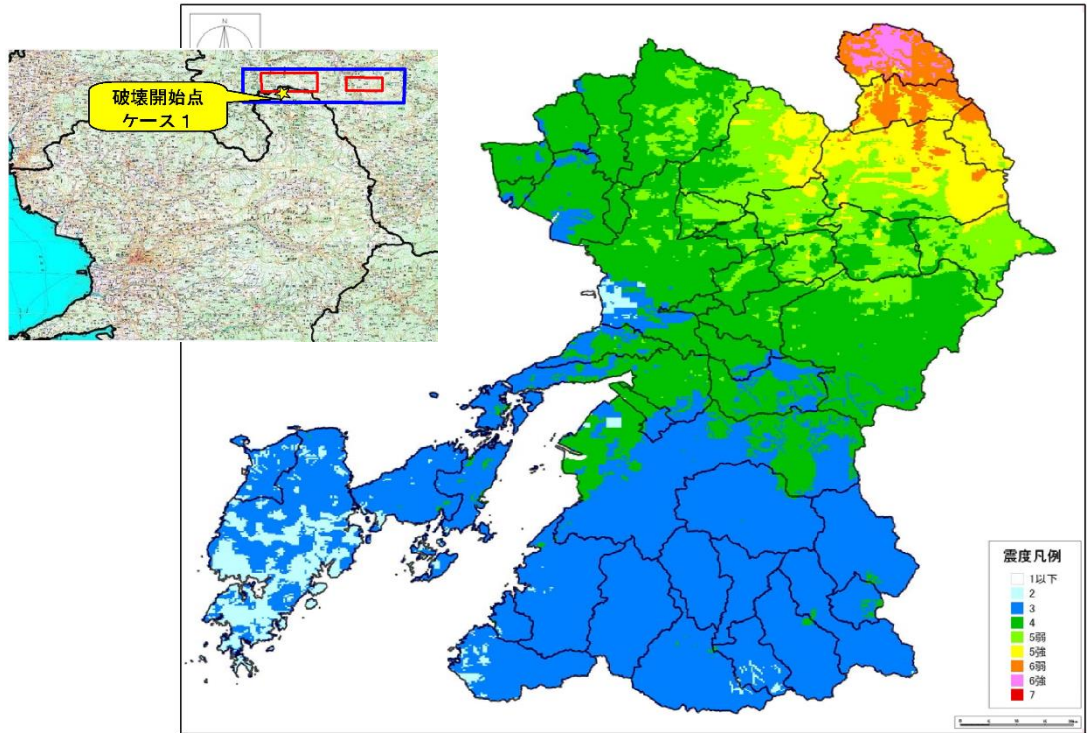
布田川・日奈久断層帯（中部・南西部 連動）【ケース4】による震度分布図



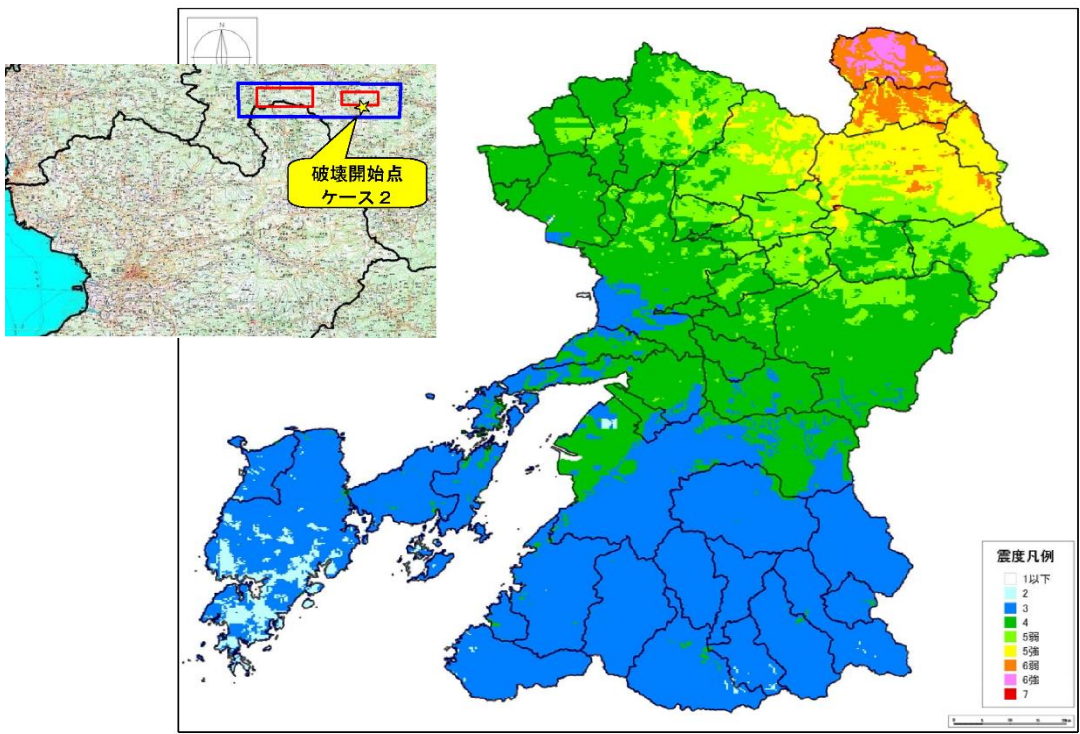
第1章 総 則

第9節 被害の想定

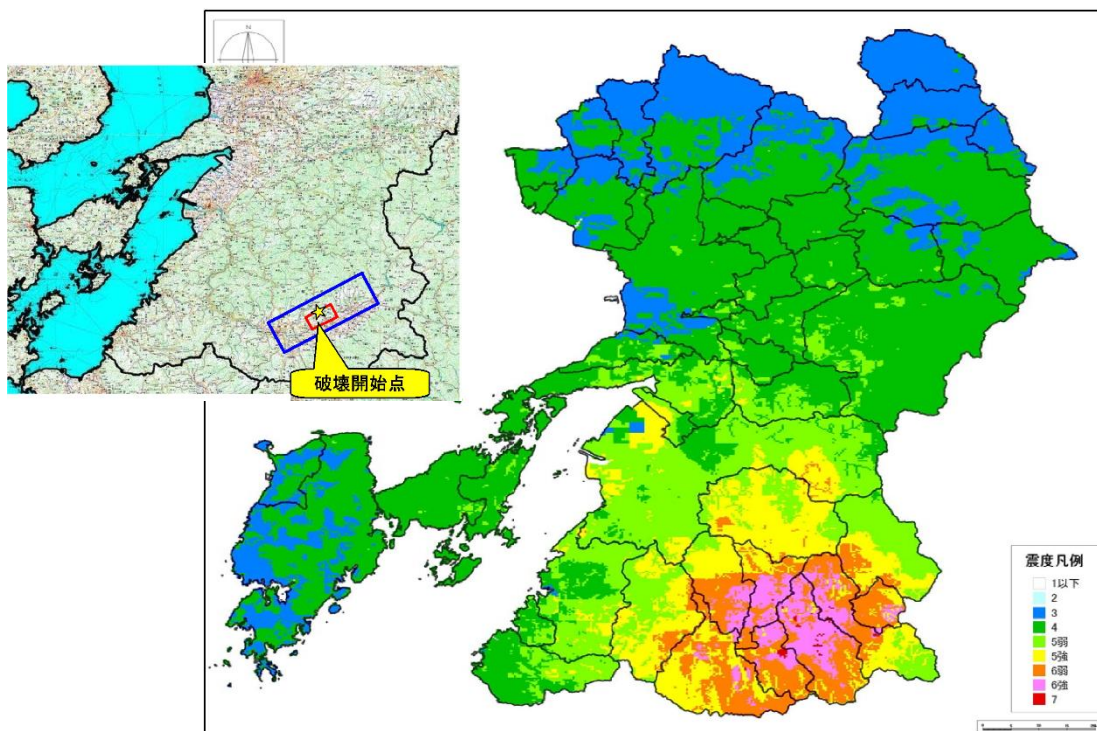
別府・万年山断層帯【ケース1】による震度分布図



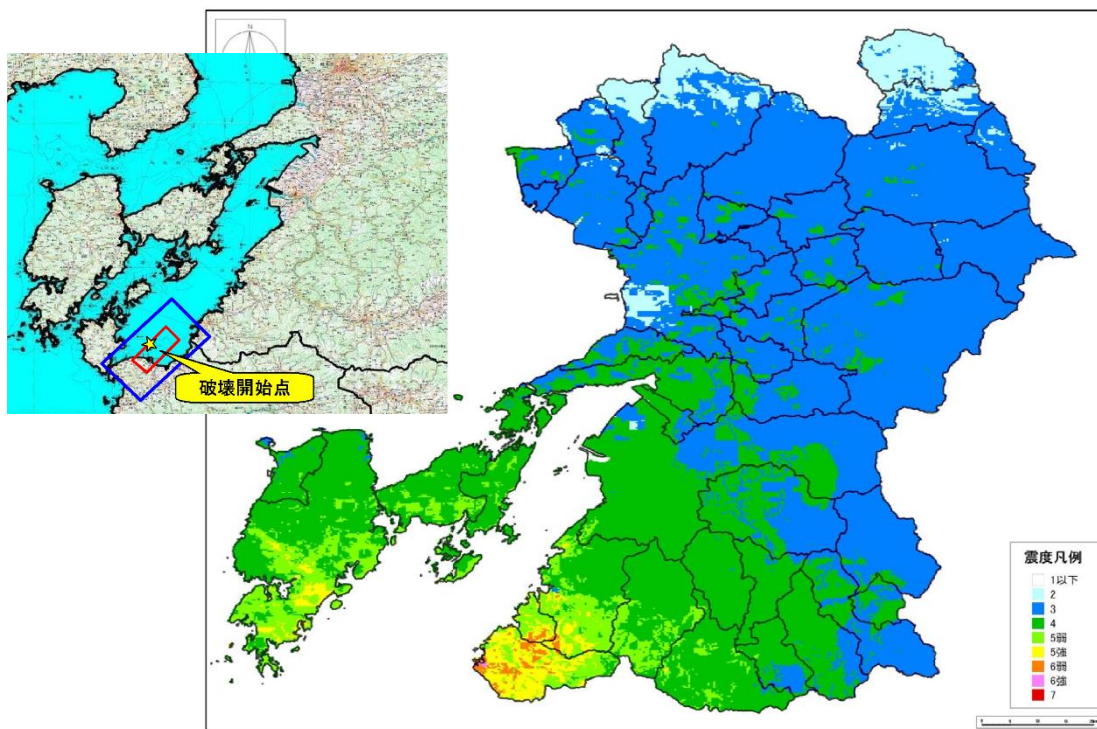
別府・万年山断層帯【ケース2】による震度分布図



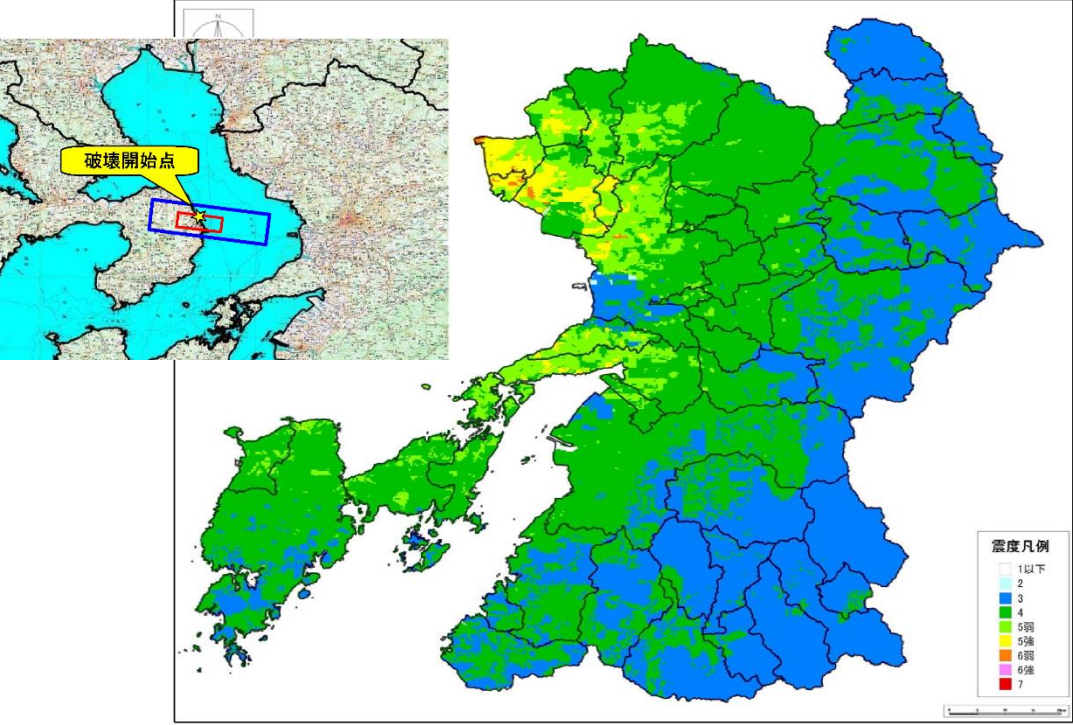
人吉盆地南縁断層による震度分布図



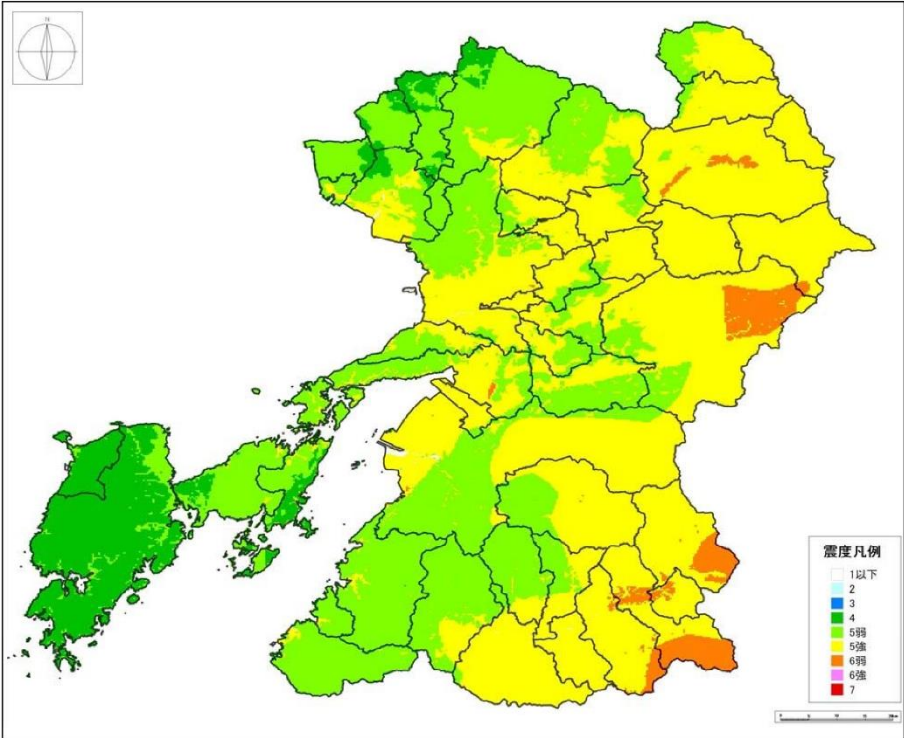
出水断層帯による震度分布図



雲仙断層群（南東部）による震度分布図



南海トラフ（最大値）による震度分布図



3 地震による被害想定結果

上益城地域における震源別の被害想定結果を次に示す。

なお、ライフラインは御船町単独で示されていたことから、その結果を示す。

(1) 上益城地域内の建物・人的被害想定

項目		単位	対象地震					南海トラフ (最大値)
			布田川・ 日奈久断層帯 中部・南西部 連動型	別府・ 万年山 断層帯	人吉盆地 南縁断層	出水 断層帯	雲仙 断層群	
揺れ	全壊家屋数	棟	983	0	0	0	0	7
	半壊家屋数	棟	4,038	0	0	0	0	562
	死者数	人	63	0	0	0	0	0
	重傷者数	人	190	0	0	0	0	1
	負傷者数	人	1,577	0	0	0	0	140
液状化	全壊家屋数	棟	75	13	15	2	14	67
	半壊家屋数	棟	109	19	22	2	21	99
急傾斜地 崩壊	全壊家屋数	棟	23	0	0	0	0	10
	半壊家屋数	棟	50	0	0	0	0	24
	死者数	人	2	0	0	0	0	1
	重傷者数	人	1	0	0	0	0	1
	負傷者数	人	3	0	0	0	0	1
地震火災	延焼棟数	棟	53	0	0	0	0	0
	死者数	棟	5	0	0	0	0	0
	重傷者数	人	1	0	0	0	0	0
	負傷者数	人	2	0	0	0	0	0

※各断層における検討ケースごとの被害想定のうち最大値を記載

(2) 御船町内のライフライン被害想定

項目			単位	対象地震					南海トラフ (最大値)
				布田川・ 日奈久断層帯 中部・南西部 連動型	別府・ 万年山 断層帯	人吉盆地 南縁断層	出水 断層帯	雲仙 断層群	
揺れ	上水道	被害箇所数	箇所	55	0	0	0	0	0
		断水人口 (発災直後)	人	13,888	0	0	0	0	0
		断水人口 (発災1日後)	人	9,750	0	0	0	0	0
		断水人口 (発災2日後)	人	9,586	0	0	0	0	0
	下水道	被害管路延長	km	1.3	0	0	0	0	0.4
		支障人口	人	392	0	0	0	0	122
	電力	被害電柱本数	本	29	0	0	0	0	1
		停電軒数	回線	1260	13	13	3	13	32
	電話・通信	被害電柱本数	本	18	0	0	0	0	0
		不通回線数	回線	14	0	0	0	0	0
	都市ガス	供給停止戸数	戸	31	0	0	0	0	0
	LPGガス	供給停止戸数	戸	26	0	0	0	0	0

※各断層における検討ケースごとの被害想定のうち最大値を記載

第1章 総 則

第9節 被害の想定

(3) 上益城地域内の道路（橋梁）被害想定

項目	単位	対象地震					南海トラフ (最大値)
		布田川・ 日奈久断層帯 中部・南西部 連動型	別府・ 万年山 断層帯	人吉盆地 南縁断層	出水 断層帯	雲仙 断層群	
大被害（落橋・倒壊） の可能性がある橋梁数	本	5	0	0	0	0	0
中小被害（損傷・亀裂） の可能性がある橋梁数	本	7	0	0	0	0	0

※各断層における検討ケースごとの被害想定のうち最大値を記載

(4) 上益城地域内の避難者数・帰宅困難者数想定

項目	単位	対象地震					南海トラフ (最大値)
		布田川・ 日奈久断層帯 中部・南西部 連動型	別府・ 万年山 断層帯	人吉盆地 南縁断層	出水 断層帯	雲仙 断層群	
発災から 1日後の 避難者数	人	11,015	24	27	3	26	381
避難所 生活者数	人	5,931	13	15	2	14	205
疎開者数	人	3,981	0	0	0	0	3,981
帰宅困難者数	人	3,981	0	0	0	0	3,981

※各断層における検討ケースごとの被害想定のうち最大値を記載

(5) 上益城地域内の災害廃棄物の発生量想定

項目	単位	対象地震					南海トラフ (最大値)
		布田川・ 日奈久断層帯 中部・南西部 連動型	別府・ 万年山 断層帯	人吉盆地 南縁断層	出水 断層帯	雲仙 断層群	
災害廃棄物発生量	t	224,646	1,816	2,169	222	2,075	29,645

※各断層における検討ケースごとの被害想定のうち最大値を記載

(6) 上益城地域内の災害時要援護者の人的被害想定

項目	単位	対象地震					南海トラフ (最大値)
		布田川・ 日奈久断層帯 中部・南西部 連動型	別府・ 万年山 断層帯	人吉盆地 南縁断層	出水 断層帯	雲仙 断層群	
死者数	人	29	0	0	0	0	1

※各断層における検討ケースごとの被害想定のうち最大値を記載

(7) 上益城地域内の避難所建物の被害想定

項目	単位	対象地震					南海トラフ (最大値)
		布田川・ 日奈久断層帯 中部・南西部 連動型	別府・ 万年山 断層帯	人吉盆地 南縁断層	出水 断層帯	雲仙 断層群	
全壊数	施設	0	0	0	0	0	0
半壊数	施設	1	0	0	0	0	1

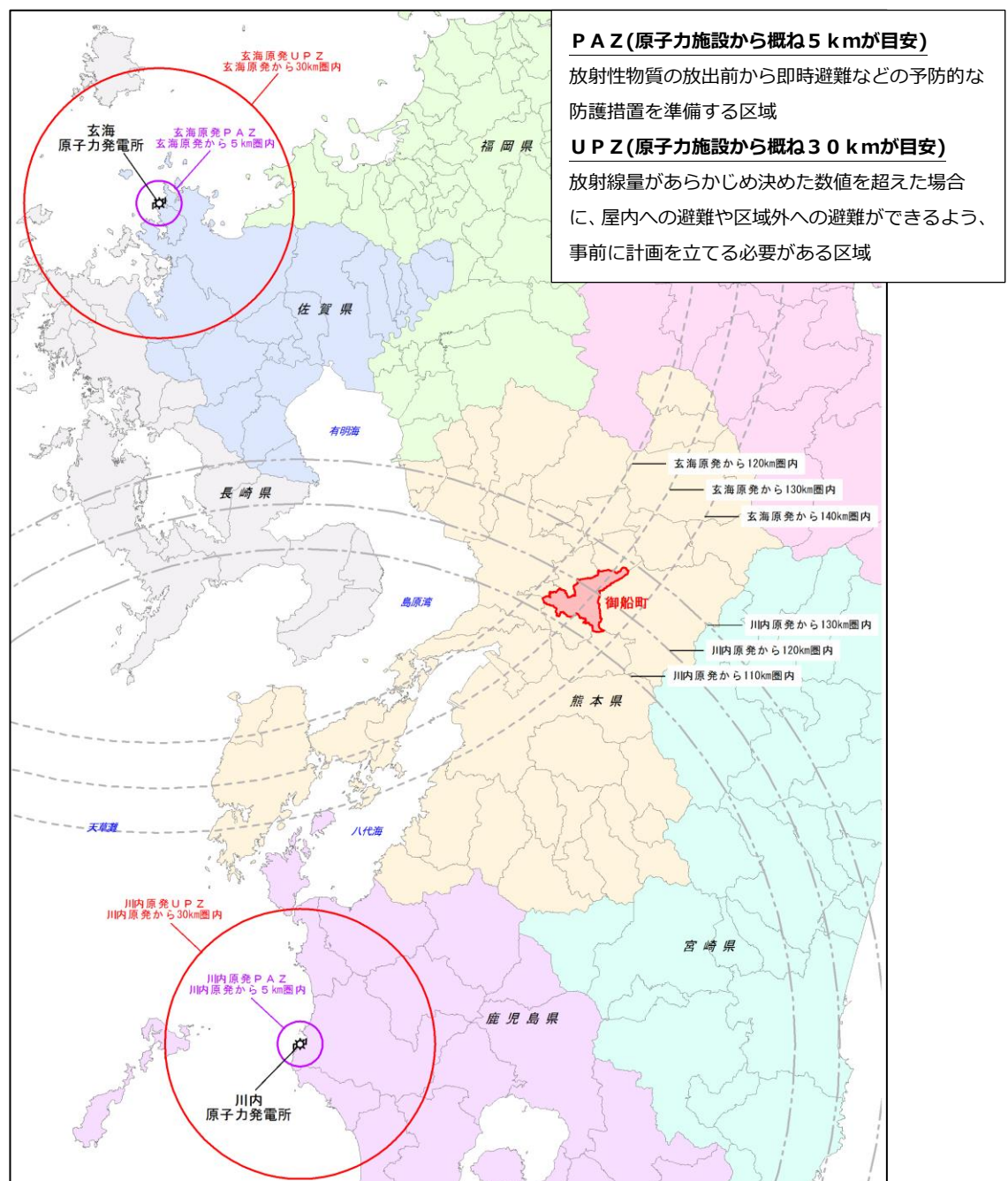
※各断層における検討ケースごとの被害想定のうち最大値を記載

第4 大規模事故災害の想定

近年の社会・産業の高度化、複雑化、多様化を背景として、高度な交通・輸送体系の形成、多様な危険物等の利用の増大、トンネル、橋梁などの道路構造の大規模化に伴い、原子力災害、航空災害、危険物等災害など大規模な事故による災害対策についても一層の充実強化が求められている。

1 原子力災害

平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故においては、放出された放射性物質の影響や避難を要する区域が極めて広範囲に及ぶこととなった。本町は、九州内に所在する玄海原子力発電所及び川内原子力発電所から100km以上離れており、原子力災害対策指針で定められているPAZ及びUPZのいずれの範囲にも含まれていないが、広域避難の受入れや住民不安への対応など、国及び県と連携した対応が求められる。



第1章 総 則

第9節 被害の想定

2 航空機災害

熊本県内には阿蘇くまもと空港、天草空港があり、多数の航空機やヘリコプターが町内を飛行している状況にある。

航空機事故の特徴としては、旅客機の大型化に伴い、いったん発生すれば大惨事を招く恐れが大きくなっていること、特に局所的に甚大な人的被害が発生する恐れがあることが挙げられる。

本町における航空機事故としては、市街地に墜落する場合と山間部に墜落する場合が考えられ、市街地へ墜落の場合、被災者が多数発生する恐れがあること、大規模な火災が発生する恐れがあること、搭載貨物も多種多様であること等について考慮し、山間部における墜落の場合は、墜落地点の特定、捜索及び救急・救助活動に困難が予想されること等を考慮する必要がある。

3 危険物等事故災害

これまで危険物施設における大規模な事故の事例はないが、近年における科学技術の急速な進歩と産業構造の変化にともない多発化傾向にある石油類、高圧ガス等の爆発、火災等の大規模事故が発生した場合は、一度に多数の死傷者を伴う恐れがあり、甚大な被害が予想される。

